

# マイホームプラン(パッケージ型)借入申込書 (団体信用生命保険 無し型 付保型 併用申込書)

## 兼 Tカード プラス(アプラス発行G)入会申込書

私たち申込者および連帯保証人予定者(以下、「申込者等」という)は、別紙「借入条件」、「個人情報の取扱に関する同意条項」をよく読み同意のうえ、申込みをいたします。

※申込み後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または借入ができなことがあっても何ら異議はありません。また契約不成立時に申込書等が返却されないことに異議はありません。

※下記項目はお申込者をご記入ください。

		お申込日		年	月	日			
お申込者	フリガナ	押印欄(捺印) 		性 別	① 男 ② 女	生年月日	昭和・平成(満 歳) 年 月 日		
	お名前								
	フリガナ	自宅電話番号							
	ご住所	携帯電話番号							
	現在のお住まい	① アパート ② 借家 ③ 寮・社宅・官舎 ④ 賃貸マンション ⑤ 公営住宅 ⑥ 戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦ 戸建・分譲マンション(自己所有)→(売却予定・賃貸予定・その他)			居住年数	年	ヶ月		
ご家族	家計を共にする家族(ご本人および別居家族を含む)	人数	① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人以上	家族構成	① 配偶者無・子供無 ② 配偶者無・子供有 ③ 配偶者有・子供無 ④ 配偶者有・子供有	世帯主との同居	① 同居(本人含む) ② 別居	ご本人または配偶者の住居費用負担(家賃・住宅ローン)	① 有 ② 無
クレジットカードをお申込みの方はご記入ください	ご本人からみた世帯主*	*世帯主とは、主としてその収入により家計を維持している方を指します。		① 本人 ② 配偶者 ③ 父母 ④ 子供 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ その他( )					
世帯主がご本人以外の場合は、右記の世帯主欄にもご記入をお願いします。なお、世帯主年収については、世帯主からの申告に基づきご記入ください。	世帯主の税込年収	万円	世帯主のクレジットの月当たりの支払額	万円					
運転免許証または運転経歴証明書	① 無 ② 有 → 「有」の場合は運転免許証または運転経歴証明書の番号をご記入ください。		運転免許証番号	運転経歴証明書番号					
健康保険の種類	① 国民健康保険 ② 社会健康保険 ③ 組合健康保険 ④ 未加入 ⑤ その他( )								

お勤め先	フリガナ	雇用形態		① 正社員 ② 契約社員 ③ 一般派遣社員 ④ パート社員 ⑤ アルバイト ⑦ 自営業 ⑧ 自由業 ⑨ 公務員 ⑩ 会社役員 ⑪ その他( )		
	名称または屋号	従業員数		① 5人未満 ② 5人以上 ③ 50人以上 ④ 100人以上 ⑤ 500人以上 ⑥ 1000人以上		
	所在地	部署名	役職	百万円		
	電話番号	職 種	勤続年数	年 月		
	業 種	① 農林水産鉱業 ② 建設業 ③ 製造業 ④ 流通業 ⑤ 不動産業 ⑥ サービス業 ⑦ 飲食業 ⑧ 運輸業 ⑨ 金融業 ⑩ 保険業 ⑪ 情報通信 ⑫ 公務員 ⑬ 教育・医療 ⑭ 出版・印刷 ⑮ 電気・ガス 99:その他( )		自営業の方のみ	開業/設立年月	年 商
上記以外(該当の方のみ)	年金・不動産賃料等の収入のある方	① 国民年金 ② 共済年金 ③ 厚生年金 ④ その他年金 ⑤ 不動産賃料収入 ⑥ その他( )				

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。必ず漏れないようご記入ください。

マイホームプラン(パッケージ型)借入希望額	お申込者の税込年収	お申込者のご利用中の他社借入金額(無担保借入)*
万円	万円	有 ( 件 万円) 無

※ご利用中の他社借入がある場合は、次々ページに内訳をご記入ください。

### マイホームプラン(パッケージ型) についてのお問合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)

FAX: 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

※ご希望の番号を○で囲んでください。

お申込みの商品プラン	① Aプラン（土地決済プラン無し） ③ Aプラン（土地決済プラン有り） ⑤ 土地決済プランのみ	② Bプラン（土地決済プラン無し） ④ Bプラン（土地決済プラン有り）
団体信用生命保険	① 団信無し型 ② 団信付保型*	団信の加入審査等で団信不加入となった場合 ① 団信無し型へ変更 ② 借入申込を取消
返済方法	① 元利均等返済 ② ボーナス併用元利均等返済	ボーナス加算月 ① 6月と12月 ② 7月と1月 ③ 8月と2月
返済回数	① 60回(5年) ② 120回(10年) ③ 180回(15年) ④ 240回(20年) ⑤ 300回(25年) ⑥ 420回(35年) ⑦ その他( 回)	

※借入申込金額が500万円以下の場合、団信付保型はお選びいただけません。  
 ※団信付保型をお選びいただいた場合、各プランともに貸付利率が0.4%上乘せとなります。  
 ※団信付保型をお選びいただいた場合であっても、引受保険会社の加入審査等で団信不加入となる場合がございます。

※返済回数が300回を超える回数をお選びいただいた場合、全期間貸付利率が0.25%上乘せされます。  
 ※①～⑥に記載のない返済回数の場合は、⑦にご希望の回数を1年単位でご記入ください。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください。

外国PEPs（Politically Exposed Person）に関する確認事項について

お客さまは、以下の 1 または 2 のいずれかに該当しますか？「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

1 以下の「外国政府等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の職員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2 上記1に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含みます）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子）

いいえ  はい  「はい」に○をされた方は、上記のいずれかに該当するかその国名および職位名を具体的に右記にご記入ください。

（国名）  
（職位）

※同時にクレジットカードお申込みの方は下記項目をご記入ください。

私は、Tカード プラス（アプラス発行G）に係る会員規約、「個人情報の取扱いに関する同意条項」、当該規約に付帯する「リボかえル特約」その他貴社、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社および株式会社Tポイント・ジャパンが定める当該カードに付帯する別紙記載のサービスに係る規約およびTカード プラス（アプラス発行G）サービス案内を承諾のうえ、本カードを申込みします。※なお、「マイホームプラン（パッケージ型）」の融資実行の如何にかかわらずカードが発行される場合があることを承諾します。

カードショッピングのご利用目的について	個人の生計費決済を扱うカードです	カードキャッシングのご利用目的について	個人の融資を扱うカードです
カード申込み	※マイホームプラン（パッケージ型）の貸付利率年0.25%優遇を希望される方は、記載内容をよくご確認いただき、※1、※2、※3を漏れなくご記入のうえお申込みください。	※1 Tカード プラス（アプラス発行G） ① 申込み ② 申込みない	カードブランド
	※2 E-mail アドレス	※カードを申込みされ、NETstation*APLUSおよびカードご利用明細書WEBサービスにご登録をご希望の方は必ずメールアドレスをご記入ください。	
	※3 登録承諾欄	私は、NETstation*APLUSに登録されることおよびカードご利用明細がWEB方式で提供されること（ソフトウェアの種類はAdobe Reader 6.0以上とします）を承諾します。	

本カードにご入会と同時にカードご利用明細書WEBサービスにご登録をご希望の方は、上記承諾欄に○印をつけていただき、必ずメールアドレスをご記入ください。○印をつけていない場合およびメールアドレスの記入がない場合は登録されませんので、ご了承願います。

●カードご利用明細書WEBサービスにご登録いただきますとNETstation\*APLUSにも登録されます。原則として郵送のカードご利用明細書を発行しません。  
 ●「ご利用明細書」を確認するには、Adobe Reader 6.0以上のソフトウェアが必要となります。

ご希望のキャッシングご利用可能枠をご指定ください	① 50万円 ※ご指定がない場合はキャッシングご利用可能枠は設定いたしません。 ② 30万円 ※ご指定いただいた場合でも審査によりご希望に沿えない場合がございますのであらかじめご了承ください。	ETCカード（Tカード プラス（アプラス発行G）をお申込みの方） ① 申込み ② 申込みない ※カード発行手数料として1,000円(税抜)がかかります。
--------------------------	---	--

クレジットカード初期設定のご案内	Tカード プラス（アプラス発行G）は、カード発行時に、「リボかえル」があらかじめ設定されています。詳しくはTカード プラス（アプラス発行G）サービス案内をご確認ください。	事前登録型リボ払いリボかえル ●お買い物のときに「1回払い」と指定されても、自動で「リボ払い」に変更されます。※リボルビング払いができない商品（エステ等）については1回払いとなります。●毎月のお支払金額の最低額は、3,000円（標準コース）に設定されています。※毎月のお支払金額は、「ご利用残高」に応じて決まります。※毎月のお支払金額の最低額は、3,000円以上1,000円単位で変更することができます。●リボルビング払いには所定の手数料がかかります。●「リボかえル」は、ご入会後いつでもご登録を解除することができます。
------------------	---	---

ETCカードのご案内

※ETCカードのお届けは本カード発行後2週間ほどかかります。  
 ※ETCカードをご利用の場合は、カード会員規約とともにアプラスETCカード規定が適用となります。  
 ※アプラスETCカード規定全文はETCカード送付時に同封いたします（アプラスETCカード規定は当社ホームページであらかじめご確認いただけます）。  
 ※アプラスETCカード規定に同意いただけない場合、ETCカードはご利用になる前に切断し、その旨をお書き添えのうえ当社まで速やかにご返送ください。

クレジットカードについてのお問合わせ先

株式会社アプラス  
 ☎0570-008-789(有料) (受付時間 9:30~17:30 日祝休)  
 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。  
 ※国際電話、IP電話をご利用の場合は、03-5819-5870または06-6368-7254におかけください。  
 ※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

【会社使用欄】

紹介販売先	申込経緯	5 1 1 1 1 1
カード提携契約番号	0 1 7 8 8 2 9 8 0 5 2 6	M

1.個人のお借入れ（既存の住宅ローン、車・教育ローン、商品の割賦購入、クレジットカード、カードローン等、全てのお借入れ）

借入先	借入金用途 (車、教育、携帯等)	借入日 (カードの場合、 カード契約日)	クレジットカード・ カードローンの場合のみ		現在 借入残高	年間返済額 の1/12	完済予定 有無	完済予定 年月
			借入区分	借入限度額				
1		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
2		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
3		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
4		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
5		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月

2.事業用のお借入れ（事業を営んでいる方で、個人名義のお借入がある場合）

借入先	借入金用途	借入日	当初借入金額	現在 借入残高
1	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 ( )	年 月 日	万円	万円
2	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 ( )	年 月 日	万円	万円

■以下の資金計画欄をもれなくご記入ください。

		住宅取得・借入金額等						
所要資金	① 住宅取得(購入)価格※注1				円			
	② 住宅取得にかかる諸費用				円			
	③ 住宅リフォーム費用※注2				円	リフォーム完了予定日		
	④ 合計(①+②+③)				円	年	月	日
資金計画	⑤ 自己資金				円	借入利率	借入期間	年間返済額
	⑥ 住宅ローン①(借入先: )				円	%	年	万円
	⑦ 住宅ローン②(借入先: )				円	%	年	万円
	⑧ 借入ご希望額			0 0 0 0	円			
	⑨ 合計(⑤~⑧)				円			

※注1) 借換えの場合は、現在の住宅ローン残高をご記入ください。  
 ※注2) リフォーム費用の場合、リフォーム完了予定日をご記入ください。

■本件借入ご希望額(上記⑧)の内訳をご記入ください。

		借入ご希望金額				借入ご希望日	資金使途※注3
Aプラン または Bプラン	⑩ 毎月返済分元金			0 0 0 0	円	年 月 日	① 住宅購入資金、住宅建築資金 およびこれらに必要な諸費用
	⑪ ボーナス返済分元金			0 0 0 0	円		
	⑫ 合計(⑩+⑪)			0 0 0 0	円		
土地決済 プラン	⑬ 毎月返済分元金			0 0 0 0	円	年 月 日	② 購入住宅のリフォーム資金 ③ 住宅ローン借換え資金
	⑭ ボーナス返済分元金			0 0 0 0	円		
	⑮ 合計(⑬+⑭)			0 0 0 0	円		
借入ご希望額合計(⑫+⑮)=⑧				0 0 0 0	円		

※注3) 該当する番号を○で囲んでください。

購入物件 について	①新築・戸建 ②新築・マンション ③中古・戸建 ④中古・マンション	物件住所	(〒 - )	物件 延面積	m <sup>2</sup>

■今回取得する住宅にご入居予定のご家族についてご記入ください。

【入居予定者数】	【お申込人以外のご家族】						電話連絡の 優先順位
名	続柄	年齢	現在お申込人と	続柄	年齢	現在お申込人と	
	①			①同居 ②別居	②		
④			①同居 ②別居	⑤		①同居 ②別居	

下記の項目に優先順位を1から3まで順にご記入ください。  
 ( ) 自宅  
 ( ) 勤務先  
 ( ) 携帯

販売会社 ※仲介物件の場合 は仲介業者	名称	フリガナ
	住所所在地	(〒 - )
	TEL:	担当者

リフォーム業者 ※リフォーム資金 をご希望の場合	名称	フリガナ
	住所所在地	(〒 - )
	TEL:	担当者

※300万円を超えるリフォーム資金及び融資希望合計額が500万円を超える場合は、「工事完了後にアプラスの委託先による現地確認」が必要となります。

※連帯保証人がいない場合は以下の記入は不要です。下記項目は連帯保証人予定者をご記入ください。

お申込者			
連帯保証人予定者	フリガナ		
	お名前	性 別	① 男 ② 女
	フリガナ	生年月日	昭和・平成(満 歳) 年 月 日
	ご住所	自宅電話番号	
		携帯電話番号	
ご家族	配偶者 ①有 ②無 子供 ①有( )人 ②無 家族 ①同居 ②別居	健康保険の種類	①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他( )
現在のお住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→(売却予定・賃貸予定・その他)		居住年数 年 ヶ月

※連帯保証人は、諸費用・リフォームローン契約の際に連帯保証人となりますが、カード会員入会の連帯保証人とはなりません。

連帯保証人予定者お勤め先	フリガナ 名称 または 屋号	雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑦自営業 ⑧自由業 ⑨公務員 ⑩会社役員 ⑪その他( )	
	フリガナ 所在地	従業員数	①5人未満 ②5人以上 ③50人以上 ④100人以上 ⑤500人以上 ⑥1000人以上	資本金 百万円
	電話番号	部署名		役職
	職種	①経営者 ②事務・管理職 ③販売・セールス・営業 ④技術・専門 ⑤労務・製造 ⑥接客・サービス ⑦運転手 ⑧保安・清掃 ⑨その他( )	勤続年数	年 ヶ月
業種	①農林水産鉱業 ②建設業 ③製造業 ④流通業 ⑤不動産業 ⑥サービス業 ⑦飲食業 ⑧運輸業 ⑨金融業 ⑩保険業 ⑪情報通信 ⑫公務員 ⑬教育・医療 ⑭出版・印刷 ⑮電気・ガス ⑯その他( )	自営業の方のみ	開業/設立年月	年 商
			年 月	百万円

下記必須項目は連帯保証人予定者をご記入ください。  
ご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。

税込年収	※税込年収は、昨年度の全ての収入合計を記入してください。収入のない方は「0」とご記入ください。	ご利用中の他社借入金額(無担保借入)
万円		有( 件 万円) ・ 無

1.個人のお借入れ(既存の住宅ローン、車・教育ローン、商品の割賦購入、クレジットカード、カードローン等、全てのお借入れ)

借入先	借入金用途 (車、教育、携帯等)	借入日 (カードの場合、 カード契約日)	クレジットカード・ カードローンの場合のみ		現在 借入残高	年間返済額 の1/12	完済予定 有無	完済予定 年月
			借入区分	借入限度額				
1		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
2		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
3		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
4		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
5		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月

2.事業用のお借入れ(事業を営んでいる方で、個人名義のお借入がある場合)

借入先	借入金用途	借入日	当初借入金額	現在 借入残高
1	賃貸住宅 リース その他 運転資金 設備資金 ( )	年 月 日	万円	万円
2	賃貸住宅 リース その他 運転資金 設備資金 ( )	年 月 日	万円	万円

# 個人情報利用同意書

平成 年 月 日

(乙) 日本モーゲージサービス株式会社 御中

(丙) 株式会社 アプラス 御中

(丁)  御中

※ 施工会社または不動産仲介会社、不動産販売会社

(甲) 申込人 住所

氏名

印

(甲) 連帯保証人 住所

氏名

印

私ども(以下、甲という。)は、日本モーゲージサービス株式会社(以下、乙という。)が提供する住宅ローン等の申し込みに際し、株式会社アプラス(以下、丙という)が提供するマイホームプラン(パッケージ型)、マイホームプランワイドまたはブリッジローン(以下、紹介商品という。)についての紹介を受けるにあたり、下記(1)、(2)の利用目的の達成のため、下記(3)、(4)の個人情報を乙および丙、施工会社または不動産仲介会社、不動産販売会社(以下、丁という)が相互に提供して利用することを確認し、同意します。

## 記

### (1) 乙および丙間で適用する個人情報の利用目的

- ① 丙における紹介商品の審査・融資実行・返済期日における返済を円滑に行なうため
- ② 丙における紹介商品実行後の債権管理を適正に実施するため
- ③ 丙における各種リスクの把握及び管理の適切な遂行のため
- ④ 乙並びに丙における各種商品やサービス等の提供の案内及び提供の判断のため
- ⑤ その他、乙並びに丙における上記①及び②に付随する業務を円滑に履行するため

### (2) 丙および丁間で適用する個人情報の利用目的

- ① 工事請負契約に基づく事業者の義務の履行(工事施工・進捗管理)、不動産売買契約または不動産売買に係る媒介契約に基づく不動産仲介会社の義務の履行(売買及び仲介手続き・進捗管理)
- ② その他、上記①に付随する業務を円滑に履行するため

### (3) 乙および丙間で相互に提供する個人情報

- ① 氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先(お勤め先の内容)、家族に関する情報、住居状況、資産負債に関する情報、運転免許証等の記号番号等の申込者等の属性に関する情報、公開情報などの甲に関する情報
- ② 過去及び現在の取引又は申込み中の取引に関する情報(融資のほか担保、保証に関する情報を含む。)、取引経緯、融資の判断に関する情報(審査の進捗状況、融資条件を含む審査結果を含む。)
- ③ その他、甲との取引管理に必要な情報

### (4) 丙および丁間で相互に提供する個人情報

- ① 丙が甲の同意を得て収集した情報であって、甲と丁との不動産売買契約、不動産売買に係る媒介契約、または工事請負契約に基づく丁の義務の履行のために丁が必要とする情報の内、丙が認めた情報(融資金額、融資実行日、甲が丙に申込み紹介商品に係る審査結果等)
- ② その他、甲との取引に必要な情報

以上

※ 本書面は原本をアプラスに提出し、丁にてコピーをおとりの上、保管してください。

住宅ローンをお申込みのお客さまへ

# MS J【ふるふるパッケージ】のご案内 (アプラス商品名「マイホームプラン(パッケージ型)」)



MS J【ふるふるパッケージ】は、住宅購入資金、リフォーム資金  
および住宅購入時に必要な諸費用を対象としたローンです。  
お客さまの住宅取得をサポートいたします。



- ポイント1** ご融資額は最高1000万円
- ポイント2** ご返済期間は最長35年
- ポイント3** 繰上返済手数料は0円
- ポイント4** 通常、お申込みから2営業日以内に審査結果を回答  
(ご融資金額500万円以内の場合)

**Tカード プラス(アプラス発行G) 申込み  
および条件クリアによる金利優遇のお知らせ**

上記カードにお申込みいただき、次のページに記載の条件を満たした場合に本商品の貸付利率を全期間、年0.25%引き下げいたします。  
※カードのご入会に際しては所定の審査がございます。  
※お申込の際は、申込書とセットになっているカードの商品パンフレットをご確認のうえ、お申込みください。

詳しくは次のページへ

## マイホームプラン(パッケージ型) 商品概要

商品タイプ	Aプラン	Bプラン	土地決済プラン
貸付利率	返済期間25年以内	長期プライムレート(基準金利)+ <b>2.500%</b>	長期プライムレート(基準金利)+ <b>1.500%</b>
	返済期間25年超	長期プライムレート(基準金利)+ <b>2.750%</b>	長期プライムレート(基準金利)+ <b>1.750%</b>
	【いずれも事務手数料を含む実質年率15.00%以下】		---
	融資実行日の基準金利：4月1日の長期プライムレートを当年7月から12月までの融資実行日に適用 10月1日の長期プライムレートを翌年1月から6月までの融資実行日に適用 ※基準金利はみずほ銀行における長期プライムレートとします。		
事務手数料	<b>50,000円+税</b> ※融資実行時にご融資金より差引きとなります。	<b>120,000円+税</b> ※融資実行時にご融資金より差引きとなります。	なし
貸付利率の適用基準	〈変動金利型〉 貸付金利の見直し：4月1日の長期プライムレートを当年7月の口座振替から適用 10月1日の長期プライムレートを翌年1月の口座振替から適用		
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資合計額が500万円以下のお客さまはすべて団信無し型となります。</li> <li>・ご融資合計額が500万円を超えるお客さまには団信付保型、団信無し型をご選択いただけます。</li> </ul> 〈団信付保型の貸付利率〉 団信付保型をご選択いただいた場合、貸付利率が各プランともに0.400%上乘せとなります。		
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の購入、リフォーム工事および住宅ローンの借換えに必要な以下の諸費用 (ただし、土地決済プランは■印のみの資金につき利用可能)</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローンの融資事務手数料(つなぎ融資がある場合はその融資事務手数料および金利を含む)</li> <li>※アプラスが提供する商品(本商品およびつなぎ融資)の融資事務手数料、金利は除く</li> <li>・火災(地震)保険料 ・ 団信初年度特約料 ■固定資産税、都市計画税の初年度精算金</li> <li>・修繕積立基金、管理準備金等 ・ 水道負担金 ■不動産仲介手数料 ■登記費用</li> <li>■印紙代(住宅ローン契約分、売買契約書・請負契約書分)</li> <li>・検査に関する費用(適合証明・建築確認申請・地盤調査等)</li> <li>※現況検査費用、リフォーム瑕疵保険料を含む</li> </ul> </li> <li>・リフォーム資金(中古物件購入時のリフォーム資金または住宅ローンの借換えと同時に発生するリフォーム資金に限る)</li> <li>・住宅建築資金 ・ 住宅購入資金、住宅ローンの借換え資金の一部 ※居住用物件に限る</li> </ul>		
申込資格	満20歳以上 65歳未満(完済時80歳未満)の個人の方		
ご融資金額	50万円以上 1000万円以内(1万円単位)		
返済期間・返済回数	1年(12回)～35年(420回) [1年単位]		
遅延損害金	年20.00%(実質年率)		
返済方法	お客さまの預金口座から口座振替により返済 ※法人・事業者名義の口座はお取扱いできません。		
返済方式	元利均等返済 / ボーナス併用元利均等返済		
ボーナス加算返済	[6月・12月][1月・7月][2月・8月]より選択 ※ボーナス返済の支払総額は借入金額の50%までとなります。		
返済日	毎月27日(休日の場合翌金融機関営業日)		
連帯保証人	住宅ローンの連帯債務予定者(連帯保証人を含む)は、本商品の連帯保証人となります。		
担保	ご融資合計額が500万円を超える場合、弊社を第2順位(住宅ローンで第1順位および第2順位を設定する場合には第3順位)とする抵当権を設定させていただきます。 その際、アプラス指定の司法書士をご利用いただけます。(抵当権設定の登記費用はお客さまのご負担となります。)		

○必要書類につきましては、別紙「必要書類一覧表」をご確認ください。 ○本商品は、株式会社アプラスの商品であり、アプラス所定の審査があります。  
○日本モーゲージサービス株式会社は、アプラスとお客さまとの間の媒介業務を行うものであって、ローン契約はお客さまとアプラスの間の契約となります。  
○お申込内容および他のご利用状況によりましては、ご希望に添い兼ねる場合や、条件の一部変更をお願いする場合があります。



新生銀行グループ

＜お問い合わせ先＞

株式会社アプラス ハウジングローンセンター  
TEL:0570-550-035 Fax:03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。  
※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

(受付時間 9:30～17:30 土日祝休)

=契約内容を確認し、収支のバランスを考え、無理のない返済計画を=

株式会社アプラス  
登録番号:近畿財務局長(4)第00810号  
日本貸金業協会会員第005541号

【日本貸金業協会相談・苦情・紛争受付窓口】  
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
0570-051-051

Tポイントを貯めるなら

# Tカードプラス (アプラス発行G)



## Tカード プラス(アプラス発行G) お申込・入会特典

1

Tカード プラス(アプラス発行G)への新規ご入会とご利用でTポイントプレゼント



T-POINT

# 3,000ポイント

**もれなく**

Tポイント3,000ポイントプレゼントの対象となるためには、2つの条件を満たす必要があります。

**条件1** Tカード プラス(アプラス発行G)の新規ご入会  
**条件2** 入会月を含む3ヶ月間にカードショッピング合計3万円(税込)以上のご利用

- カードのご入会に際しましては、所定の審査がございます。
- カードのお申込みから発行までに1ヶ月程度かかる場合もございます。
- Tカード プラス(アプラス発行G)に新規でお申込みいただき、入会月を含む3ヶ月間にカードショッピングを合計3万円(税込)以上ご利用いただいた方がTポイント3,000ポイントプレゼントの対象となります。
- 入会月を含む3ヶ月間のカードショッピングご利用分のうち、アプラスで売上データを確認できたものが対象となります。
- カードキャッシングご利用分は対象外です。

- ポイント付与は、カードご入会月の5ヶ月後を予定しています。
- ご入会月は、カード発行時に同封されるカード台紙に記載されているカード入会日の属する月となります。
- ポイント付与時期は予告なく変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ポイント付与時点で有効なカードをお持ちでない場合、ポイント付与の対象外となります。

2

「マイホームプラン(パッケージ型)」とTカード プラス(アプラス発行G)の同時申込で、  
マイホームプラン(パッケージ型)の**金利、年0.25%優遇**

金利年0.25%優遇の対象となるためには、カードお申込みの際に3つの条件を満たす必要があります。

**条件1** カード申込書へのE-mailアドレスのご記入  
**条件2** カード会員様専用インターネット総合サービスNETstation\*APLUSに登録されることへの承諾  
**条件3** カードご利用明細書WEBサービスに登録されることへの承諾

借入金額200万円・借入期間35年(毎月均等返済)・Aプラン団信なしのケース  
[ 金利3.70%(長期プライムレート+2.75%)・事務手数料50,000円+税 ]

2017年9月1日現在

	毎月返済金額	差額	総返済金額	差額
Tカード プラス(アプラス発行G)にご入会いただいていない場合	8,500円	—	3,570,000円	—
Tカード プラス(アプラス発行G)にお申込みいただき、3つの条件を満たした場合 <b>(金利、年0.25%優遇)</b>	8,208円	▲ 292円	3,447,360円	▲ 122,640円

\*事務手数料+税は、融資実行時にご融資金より差引きとなります。

3

万一空き巣被害に遭われた際、**空き巣見舞金(1年間の上限5万円)をお支払します**

\*見舞金の支払い条件については、Tカード プラス(アプラス発行G)見舞金規定をご参照ください。

●お問合せ

株式会社アプラス

 **0570-008-789** (有料)

受付時間 / 9:30~17:30(日祝休)

※国際電話、IP電話をご利用の場合は、03-5819-5870または06-6368-7254におかけください。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

ホームページ <https://www.aplus.co.jp>

## 第1条(借入要領および借入金の受領方法)

- (1)申込者(以下「借主」といいます)は、「マイホームプラン金銭消費貸借契約書」(以下「契約証書」といいます)に記載の要領により、株式会社アプラス(以下「当社」といいます)から貸付金を借り受けるものとします。(以下、借主と当社との融資に係る契約を「本契約」といいます)
- (2)当社は、当社所定の手続きをもって、借主の本契約の申込を承諾した場合には、借主が指定した契約証書記載の融資金振込口座に貸付金を振込む方法により融資を行うものとし、当該融資をもって本契約が成立するものとします。なお、借主は、当社が融資を行うにあたり、融資日(借主の借入希望日より遅れる場合があることをあらかじめ承諾するもの)とします。
- (3)借主は、借入希望日として、土・日、その他法令で定められた国民の祝日(以下これを「休日」といいます)を指定することはできないものとします。

## 第2条(利息の計算方法)

- (1)本契約の貸付利率は、契約証書に記載の通りとします。
- (2)利息は、1年を12ヶ月として月割りで計算し、利息後払いとし、円未満は切り捨ててのものとします。
- (3)毎月の返済額の利息は、毎月分元金の残高×貸付利率×1/12で計算するものとし、ボーナス月加算金額の利息は、ボーナス分加算元金の残高×貸付利率×6/12で計算するものとします。
- (4)前項に関わらず、毎月の返済額に係る借入日から第1回返済日までの利息については、1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算するものとします。また、第1回目のボーナス月加算金額に係る利息については、借入日から毎月の返済額に係る第1回返済日までの期間を、1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算し、以降第1回目のボーナス月加算月までの期間をボーナス分加算元金の残高×貸付利率×1/12×経過月数で計算するものとします。なお、起算日は借入日の翌日とします。

## 第3条(貸付利率とその基準)

貸付利率は、契約証書に定める当社所定の基準利率(以下「基準利率」といいます。)に当社が別途定める利率を加算した利率とし、基準利率の変更にもなって引下げ、または引上げられるものとします。なお、基準利率は、当社が基準として定めた銀行における長期プライムレートとします。

## 第4条(貸付利率の変更及び変更後の貸付利率の適用時期)

- (1)貸付利率の変更は、基準利率の変動回数にかかわらず、年2回に限るものとし、毎年4月1日、10月1日(当日が休日の場合は翌日現在における約定未償還元金から適用し、10月1日)における基準利率と、その直前の利率変更基準日における基準利率とを比較し、差が生じた場合にその差と同幅で変更するものとします。ただし、借入後最初に到来する利率変更基準日においては、契約時の基準利率と比較するものとします。
- (2)前項による変更後の貸付利率の適用時期は、次のとおりとします。4月1日に算定した貸付利率は、その年の6月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用し、10月1日に算定した貸付利率は、その年の12月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用します。
- (3)貸付利率を変更した場合、当社は借主に對して原則として変更後の第1回約定返済日以前に、変更後の利率、返済額ならびに返済額に占める元金内入額及び利息額等の明細を文書(返済予定表)により通知するものとします。

## 第5条(貸付利率の変更に伴う返済額の変更)

貸付利率の変更に伴う返済額の変更は、第4条の貸付利率の変更にかかわらず、年1回に限るものとし、借入後、毎年到来する10月1日において算定した貸付利率、その適用時期における約定未償還元金、残存期間等に基づいて新しい毎月の返済額を算出するものとします。ただし、この新しい毎月の返済額は、変更前の毎月の返済額の1.25倍を限度とします。なお、この限度を超える未払利息は、第6条により支払うものとします。

## 第6条(未払利息の取扱い)

- (1)貸付利率の変更により毎月の約定利息が毎月の返済額を超えている場合の超過額(以下、「未払利息」といいます。)の支払いは繰り延べるとしてします。
- (2)前項の未払利息が発生した場合には、次回以降の毎月の返済額の中に含めて支払うものとし、その場合の充当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。また、未払利息は、発生順に順次充当するものとします。
- (3)借主が繰り上げ返済をする場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日にそれを支払うものとし、

## 第7条(最終返済額)

最終返済額は、毎月の返済額にかかわらず、残存元金と約定利息に未払利息を加えた金額とします。

## 第8条(長期プライムレートが廃止された場合の取扱い)

金融情勢の変化その他相当の事由により長期プライムレートが廃止された場合には、当社は基準利率を一般に行なわれる程度のものに変更することができるとし、変更後、初回における前回の比較は当社が相当と認める方法によるものとします。以降、新しく基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

## 第9条(約定返済日)

本契約に基づく債務の返済日(以下「約定返済日」といいます)は、契約証書に記載のとおりとし、約定返済日が休日の場合は、翌金融機関営業日を約定返済日とします。

## 第10条(返済方法)

借主は、貸付金額に利息を加算した金額を契約証書記載の返済方法により、約定返済日までに当社に支払うものとします。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、借主はこれに従うものとします。

## 第11条(返済方式と返済額)

本契約の返済方式は元利均等返済方式またはボーナス併用元利均等返済方式とし、借主は、毎月の約定返済日に、毎月の返済額を返済するものとします。ただし、ボーナス併用元利均等返済方式の場合は、ボーナス加算月に、毎月の返済額にボーナス月加算金額を加えた額を返済するものとします。

## 第12条(返済金の充当順位)

返済金の充当順位は、費用、遅延損害金、利息、元金とします。ただし、当社が相当と認める事由が生じた場合は、当社は借主に通知することなく当社が相当と認める順位により、返済金を充当できるものとします。

## 第13条(期日前全額繰上返済および一部繰上返済)

- (1)借主は、返済金の支払いを遅滞なく履行している場合は、最終返済期限前に返済金の一部または全部を返済することができるものとします。ただし、借主は当社に対してその旨を事前に通知し、その承諾を受けるものとします。
- (2)借主が期限内に全額を返済する場合は当社との間で返済日を協議するものとします。
- (3)借主は、前項の返済を約定返済日以外の日に行う場合において、直前の約定返済日の翌日から返済日までの間の利息については、契約証書記載の貸付利率に1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算した額を支払うものとします。

## 第14条(費用等の負担)

- (1)印紙代、公正証書作成費用等の契約締結に要する費用、訴訟等の法的措置に要する支払または送達等の債務の弁済等に要する費用等は、全て借主の負担とします。
- (2)借主は、口座振替、収納事務代行機関での返済以外の方法で毎月の返済額を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。

## 第15条(公租公課)

借主が第14条により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課(消費税を含む)が変更されたときは、借主は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

## 第16条(期限の利益の喪失)

- (1)借主が、次のいずれかに該当したときは当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
  - ①返済金の支払を1回でも遅滞したとき。
  - ②自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
  - ③差押・仮差押・保全差押・仮処分申立、または滞納処分を受けたとき。
  - ④破産・民事再生手続・特別清算・会社更生もしくはこれらに準ずる申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
  - ⑤第17条第4項の規定により、本契約を解除した場合
- (2)借主が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
  - ①本契約上の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。
  - ②その他、借主の信用状態が著しく悪化したとき。

## 第17条(反社会的勢力の排除)

- (1)借主は、借主が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ③暴力団員構成員

- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗り、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者)
- ⑨その他前各号に準ずる者

(2)借主は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3)借主が(1)または(2)に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、借主に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、借主はこれに応じるものとします。

(4)借主が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、借主との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。

(5)(4)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下、これらを「損害等」といいます。)が生じた場合には、借主は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(4)の規定の適用により借主に損害等が生じた場合であっても、借主は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。

(6)(4)の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、借主が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。

## 第18条(届出事項の変更)

- (1)借主は、当社に届出た住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。ただし、当社が認めた場合には、電話での連絡、その他当社が適当と認めた方法により届け出ることができるものとします。
- (2)借主は、前項の住所・氏名の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着、または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、前項の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむをえない事情があるときはこの限りではないものとします。

## 第19条(遅延損害金)

借主は、返済金の返済を遅滞した場合、または第16条により当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合は、その翌日から完済の日に至るまで、返済すべき金額に対し年20.00%の割合による遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、1年を365日(閏年の場合は年366日)とする日割計算とします。

## 第20条(対象商品)

本契約に基づく当社からの貸付金の使用用途は、借主が当社に対して別途記入した「資金使途確認書類」に記載の商品およびサービスの購入のためのものとします。

## 第21条(担保)

借主は、当社が債権保全のために必要と認めたときは、当社の請求により、ただちに当社の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。

## 第22条(報告および調査)

借主は、借主の財産・経営・業況・貸付の目的事項に関する状況等について当社から請求があったときは、ただちに当社へ報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。また、これらについて重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、当社からの請求の有無に関わらず、ただちに当社へ報告するものとします。

## 第23条(公正証書作成の義務)

借主は、当社の請求があるときには、ただちに本契約による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するために必要な手続きを行うものとします。なお、このために要した費用は借主が負担するものとします。

## 第24条(諸法令等への適用)

借主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき、申込にあたり当社に対して、犯罪収益移転防止法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出(写しの提出も含む)するものとします。また、借主は、本人確認書類と契約証書に記載の氏名、生年月日、住所等が相違する場合は、当社の求めに応じて追加書類を提出するものとします。

## 第25条(合意管轄裁判所)

借主は、本契約について紛争が生じた場合は、訴額の如何に関わらず、借主の住所地および当社の本社・各支店・各センターの所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第26条(連帯保証)

- (1)連帯保証人は、本契約の条項を承認のうえ、借主が本契約によって、当社に対して負担する一切の債務について、借主と連帯して履行するものとします。
- (2)連帯保証人は、当社がその都合により担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
- (3)連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、当社と借主との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している借主の他の残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。
- (4)借主は、連帯保証人またはその財産につき第16条第1項②③④に定める事由が生じた場合のほか当社が連帯保証人の信用状態が相当に悪化したと認めるときは、当社の請求によって当社が相当と認める連帯保証人をたてまたは追加するものとします。

## 第27条(債権譲渡)

借主は、当社が将来この契約による債権を第三者に譲渡(以下、本条においては信託を含む。)すること及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

## 【貸金業務に係る指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談 紛争解決センター

2018年9月

## 【個人情報の取扱に関する同意条項】(全体を通じて「本条項」という)

## 第1条(個人情報の収集・利用の同意)

- (1)借主および連帯保証人(以下「借主等」といいます)は、当社ローン契約(申込みを含む。以下「本契約」といいます)ならびに今後の取引に係る当社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を、保護措置を講じたうえで収集し、利用することおよび以下の当社の関連会社(以下単に「関連会社」といいます)と共同して利用することに同意します。なお、関連会社は今後の取引に関わる関連会社との取引の与信判断、与信後の管理のために個人情報を利用します。
- ①当社所定の申込書に借主等が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等の「属性情報」(本契約締結後に当社が借主等から通知を受け等により知り得た変更情報を含む)
- ②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、契約額、商品名称、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等の「契約情報」
- ③本契約に関する支払開始後の返済残高、月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」
- ④借主等が申告した借主等の年収(世帯年収を含む)、資産、負債、当社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力判断のための情報」

## 【個人情報を当社と共同して利用する関連会社】

- ①社名：株式会社アプラスフィナンシャル  
住所：大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
- ②社名：株式会社アプラスパーソナルローン  
住所：大阪府吹田市豊津町9番1号  
(共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス)
- (2)借主等は、当社が本契約を行う者が借主等に相違ないかを確認するため、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手も含む)または当社が住民票の写し等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。
- (3)借主等は、当社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。
- (4)当社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

## 第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

- (1)借主等は、当社が、当社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他当社の定款に記載されている事業における以下の目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。
- ①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスの提供に利用する場合。
- ②市場調査、商品開発のために利用する場合。
- ③書面やその他の媒体(電話を含む)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、当社の具体的な事業内容については、当社のホームページに掲載しております。
- (2)借主等は、関連会社が、前項各号に定める目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。
- (3)借主等は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

## 第3条(新生銀行グループにおける共同利用)

借主等は、当社が、株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます。)およびそのグループ企業(ただし、当社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①乃至④の個人情報(ただし、次条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く。)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

- ①借主等への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ②借主等が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
- ③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
- ④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

## 第4条(個人信用情報機関への登録・利用の同意)

- (1)借主等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする。以下「加盟機関」といいます)および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、借主等および借主等の配偶者(配偶者合算貸付契約の申込みまたは締結をし、当該契約に係る情報が登録されている配偶者に限る。以下同じ)の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、借主等の返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)借主等は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報(加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、借主等の返済能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ)の目的に限り、利用されることに同意します。
- (3)加盟機関の名称・住所・問合せ電話番号は以下のとおりです。なお、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、借主等の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。
- ①名称：株式会社シー・アイ・シー(略称CIC) ※貸金業法に基づく指定信用情報機関  
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F  
電話番号：0570-666-414 (ナビダイヤル)  
URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録機関
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を遅滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、貸付日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および入金日、入金予定日、利用残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

- (4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

- ①名称：株式会社日本信用情報機構(略称JICC)  
住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松山下町41-1  
電話番号：0570-055-955 (ナビダイヤル)  
URL：http://www.jicc.co.jp
- ②名称：全国銀行個人信用情報センター(略称KSC)  
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
電話番号：03-3214-5020  
URL：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/  
JICCおよびKSCの加盟会員により利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払いを延滞等した事実」となります。なお、貸金業法で定める「個人信用情報」もJICCの加盟会員により利用されます。

## 第5条(個人情報の預託等の同意)

- (1)借主等は、当社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
- (2)借主等は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

## 【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

- ①名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
- ②名称：アルファ債権回収株式会社  
住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階

## 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)借主等は、当社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示できるよう請求することができるものとします。
- ①当社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口または各支店・各営業所、もしくは各センター等にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページに掲載しております。
- ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- (2)前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第7条(本条項不同意の場合の措置)

借主等は、借主等が本契約において必要な記載事項(申込書等で記載・入力すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社は本契約を拒否する場合があります。また、開示請求手続きがあることに同意するものとします。

## 第8条(利用停止の申出)

第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、借主等が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとるものとします。

## 第9条(契約が不成立の場合の同意)

借主等は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、借主等の返済能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

## 第10条(条項の変更)

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

## 第11条(個人情報の取扱に関する問合わせ等の窓口)

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

住所：大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂  
担当部署：株式会社アプラス お客様相談室  
電話番号：0570-001-770(ナビダイヤル)  
URL：http://www.aplus.co.jp

2018年3月改訂

## マイホームプラン【借入条件】

## 第1条(元金金の支払場所及び方法)

1. 債務者は、預金口座振替の方法により、契約時に債権者へ届け出た返済口座より元金その他の債務を返済します。
2. 債務者は、債権者の事前の同意がある場合を除き、前項の返済口座を変更することができません。債権者は、止むを得ない事情がある場合、債務者に対し返済口座を変更するなど返済の手段を変更するよう請求することができます。
3. 債務者は、債務者の預金口座振替による返済が不能となった場合、その他相当の事由がある場合には、債務者に対して預金口座振替以外の方法による返済を指定できるものとします。なお、この場合において、返済に要した費用は債務者の負担とします。
4. 債務者は、預金口座振替により元金金等の返済を行った場合には、債権者に対して領収書の交付を請求しません。ただし、債務者がとくに領収書の交付を必要とする場合には、債権者に連絡のうえ交付を請求できるものとします。

## 第2条(繰上返済)

1. 債務者は、返済金の支払いを遅滞なく履行している場合は、最終返済期限前に残債務の一部または全部を返済することができるものとします。ただし、債務者は債権者に対してその旨を事前に通知し、その承諾を受けるものとします。なお、債務者が期限内に全額を返済する場合は債権者との間で返済日を協議するものとします。
2. 債務者は、前項の返済を約定返済日以外の日に行う場合において、直前の約定返済日の翌日から返済日までその間の利息については本契約記載の貸付利率に1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算した額を支払うものとします。

## 第3条(担保)

1. 債務者は、本債務の返済を担保するため、別途債権者に対して差入れる抵当権設定契約書(以下「**抵当権設定契約**」)という。)に基づき、債権者を権利者とする抵当権を設定します。
2. 担保価格の減少、債務者の信用不安その他の事由が生じた場合、債務者は、債権者の請求に基づき、遅滞なく本契約に基づく債権者の債権を保全するに足る担保を追加し、あるいは変更して提供するものとします。
3. 債務者は、自ら提供した担保について変更若しくは権利設定をし又はこれを譲渡する場合、予め書面により債権者の承諾を得るものとします。
4. 債権者は、債務者が期限の利益を喪失した場合、法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法により担保を取立て又は処分し、その取得金から諸経費を差し引いた残額を認めの順序にかかわらず、本契約に基づく債務の返済にあてることができます。この場合、なお債務者に残債務がある場合には、債務者はただちに返済するものとします。
5. 債務者の提供した担保につき、災害、事故その他の債権者の責めにやらない事由により損害が生じた場合、債権者は、これにつき責任を負いません。
6. 抵当権抹消の登記に必要な書類は、債権者が本契約に基づく債務の完済を確認できたことを条件として、担保の所有者又はその代理人宛に交付されるものとします。当該書類の交付は、債権者が特に認めた場合を除き、郵送にて行われるものとします。

## 第4条(期限の利益喪失)

1. 債務者は、債務者について次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、又は担保提供者若しくは抵当物件について(6)から(10)までのいずれか(担保提供者が複数のときはいずれか一人に該当する場合及び抵当物件が複数のときは担保提供者を問わずそのうちの一つに該当した場合を含む。)に該当した場合において、債権者が債務者に書面により返済請求を発したときは、債務者に請求が到達した日に本債務の全部につき期限の利益を失い、借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。
  - (1)借入金を借入要項に定める借入金の資金使途以外の使途に使用したとき。
  - (2)債権者の承諾を得ないで借入金の目的となった建築物又はその敷地若しくは借地権を第三者に譲渡したとき。
  - (3)債権者の承諾を得ないで借入金の目的となった建築物について賃料債権を譲渡し、第三者のために賃借権を設定し、又は賃貸人たる地位の移転をしたとき。
  - (4)6ヶ月以上毎回の元金金を返済しなかったとき又は正当な理由がなくて毎回の元金金の返済を怠ったとき。
  - (5)支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき、破産手続開始、民事再生法(平成17年法律第225号)に定める再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始その他法的整理手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
  - (6)抵当物件(抵当権設定契約において定義する。以下同じ。)について差押え又は競売手続の開始があったとき。
  - (7)抵当物件にかかる賃料債権が差押え又は保全差押えを受けたとき。
  - (8)抵当物件が滅失し、損傷し、又は著しく減価したとき。
  - (9)抵当物件の敷地の使用権原を失ったとき。
  - (10)抵当物件が法令により取用され、又は使用されたとき。
- (11)担保提供者が、債権者との間の抵当権設定契約書第3条の定めに違反したとき又は同第4条に定める表明保証に違反していたことが判明したとき若しくは誓約に違反したとき。
- (12)第三者から、抵当物件又はその敷地若しくは借地権について訴訟を提訴されたとき。
- (13)債権者に提出した書類に虚偽があったときその他不正な方法により借入れをしたとき。
- (14)上記の他、本契約のいずれかの規定に違反したとき。

2. 債務者は前項の規定によるほか、債務者の氏名、商号若しくは住所の変更後その通知を怠る等債務者の責めに帰すべき事由によって債権者に債務者の所在が不明となったとき又は債務者について破産手続開始の決定があったときは、債権者から債務者に対する返済請求がなくても、本債務の全部につき当然に期限の利益を失うものとします。

## 第5条(業務遂行義務)

債務者は、借入金の目的となった建築物を適正に維持管理するものとします。

## 第6条(調査及び報告)

1. 債務者は、債権者又は債権者の委嘱を受けた者が、抵当物件、債務者の事業状況又は財務状況その他必要な事項に関して、調査をしようとするとき、報告を求めたとき又は帳簿その他の書類の提出若しくは提示を求めたときは、直ちにその要求に応じます。
2. 債務者は、前項による他、債権者又は債権者の委嘱を受けた者が抵当物件、債務者の事務所その他必要な場所に立ち入ることを承諾します。

## 第7条(承認及び通知)

1. 債務者(ただし、債務者が死亡又は合併した場合にはその権利義務の一般継承者)又は連帯保証人(以下「**債務者等**」)という。)が死亡した場合において、その相続につき単純承認が行われたとき(単純承認を行った相続人が二人以上いる場合に限り)は、債務者等及び単純承認に係る相続人は速やかに本債務又は連帯保証債務の相続について債権者の承認を受けます。
2. 債務者等は、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合においては、直ちに債権者に通知します。
  - (1)債務者等が死亡したとき(前項に掲げる場合を除きます)。
  - (2)債務者等について第4条第1項(5)に該当する等財産若しくは経営に重大な変化が生じたとき又は生ずるおそれがあるとき。
  - (3)抵当物件について第4条第1項(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)又は(12)に該当したとき。

3. 債務者及び連帯保証人は、その氏名又は住所の変更があったときは、直ちに債権者に通知します。債務者等が通知を怠る等債務者等の責めに帰すべき事由により、債権者が発した書面が延着し、若しくは到着しなかった場合又は債務者等がこれを受領しなかった場合には、通常到達すべき時期に到達したものとします。

## 第8条(代わり証書等の差入れ)

債務者及び連帯保証人は騒乱、災害等債権者の責めに帰すことのできない事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合に債権者から請求を受けたときは、代わり証書等を差入れるものとします。

## 第9条(公正証書の作成)

債務者及び連帯保証人は、債権者から請求を受けた場合には、債務者及び連帯保証人の費用負担により、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を執ります。

## 第10条(費用の負担)

債務者は次の(1)から(3)までに該当する費用を負担します。

- (1)この証書の作成に要する費用
- (2)抵当権の設定、変更又は抹消に要する費用
- (3)(1)及び(2)に掲げるもののほかこの契約の締結に係る一切の費用

## 第11条(準拠法・合意管轄)

- (1)この契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
- (2)債務者等又は担保提供者の常居所が日本以外の場合であっても、この契約の成立及び効力並びに方式については、当該常居所地法の強行規定の適用がないことを確認します。

- (3)債務者及び連帯保証人は、本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合、訴訟の如何に関わらず当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

## 第12条(債権譲渡)

債務者は、債権者が将来この契約による債権を第三者に譲渡(以下、本条においては信託を含む。)すること及び債権者が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

## 第13条(債権者判断による融資実行のとりやめ)

本契約の融資実行に至るまでは、債権者においてその判断により融資の実行をとりやめても異議ありません。

## 第14条(連帯保証)

1. 連帯保証人は、この契約の条項を承認のうえ、債務者がこの契約によって負担する一切の債務について、債務者と連帯して履行するものとします。
2. 連帯保証人は、債権者が相当と認めるときは担保又は他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
3. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって債権者から取得した権利は、債務者と債権者との間に、本契約による残債務又は連帯保証人が保証している他の権利による残債務がある場合には、債権者の同意がなければこれを行使しないものとします。

## 第15条(反社会的勢力の排除)

1. 債務者及び連帯保証人は、債務者及び連帯保証人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確認するものとします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)総会屋等
- (6)社会運動等標ぼうゴロ
- (7)特殊知能暴力集団等
- (8)前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗り、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者)
- (9)その他前各号に準ずる者

2. 前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗り、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者)は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確認します。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて債権者の信用を毀損し、又は債権者の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3. 債務者又は連帯保証人が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、債務者又は連帯保証人に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものと、債務者又は連帯保証人はこれに応じるものとします。

4. 債務者又は連帯保証人が、第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく誓約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、債務者又は連帯保証人との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。なお、本契約が解除された場合には、債務者又は連帯保証人は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5. 第4項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下、これらを「**損害等**」)といいますが)が生じた場合には、債務者又は連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により債務者又は連帯保証人に損害が生じた場合であっても、債務者又は連帯保証人は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。

6. 第4項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、債務者又は連帯保証人が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。

## 【貸金業務に係る指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

2018年9月

## 【個人情報の取扱に関する同意条項】（全体を通じて「本条項」という）

## 第1条（個人情報の取得、登録、利用、保有の同意）

金銭消費貸借契約申込者（以下「申込者」という。）、連帯保証人予定者及び担保提供者予定者（金銭消費貸借契約、連帯保証契約又は担保提供契約が成立した場合の契約締結者を含む。以下、これらを総称して「申込者等」という。）、株式会社アプラス（以下「当社」という。）、金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約を含む申込者等と当社との取引（以下「お取引」という。）に係る次の個人情報（変更後の情報を含む。）を、第2条(1)の業務において同条(2)の利用目的の達成に必要な範囲で、保護措置を講じた上で取得し、さらに当社が必要であると認めた場合には、当社が、申込者等の登記事項証明、住民票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図（データベースを含む。）、及びインターネット等から、申込者等の個人情報を取得し、それら申込者等の個人情報を登録、利用して、当社が定める期間（ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めにより。）保有することに同意します。

- (1)所定の申込書、契約書等に申込者等が記載した属性情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先（お勤め先の内容）、家族構成、住居状況、資産負債、運転免許証等の記号番号等の申込者等の属性に関する情報）（お取引開始後に当社が申込者等からの通知等により訂正変更情報を含む。）
- (2)金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する契約情報
- (3)金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する取引情報
- (4)申込者等の信用判断のための情報（申込者等の資産、負債、収入、支出、当社のお取引の取引情報（利用残高、月々の返済状況等）、お取引の現在の状況及び履歴に関する情報等）
- (5)本人確認のための情報（当社が必要と認めた場合に、申込者等の運転免許証、パスポート等から、本人であること及び本人の居所を確認するに得た情報）
- (6)その他当社が取得した申込者等のお取引に関する情報

## 第2条（個人情報を利用する業務と利用目的）

- (1)第1条に定める個人情報（以下「個人情報」という。）を利用する当社の業務は次のとおりとします。
  - ①クレジットカード業務等包括信用購入あっせん業務
  - ②オートローン・ショッピングクレジット等個別信用購入あっせん業務
  - ③ローンカード、融資等金銭貸付業務
  - ④銀行ローン等保証業務
  - ⑤集金代行業務
  - ⑥リース及びリースの代行業務
  - ⑦生命保険・損害保険の代理業務
  - ⑧その他当社が営むことができる業務及びこれらに付帯する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）
- (2)当社が個人情報を利用する利用目的は次のとおりとし、当該利用目的の達成に必要な範囲において第1条の個人情報を利用することに同意します。ただし、以下の③から⑥については、第1条(1)、(2)の個人情報のみ利用します。
  - ①与信（保証審査・途上与信を含む。）を行うため、与信後の管理のため
  - ②与信判断を伴わない各種取引の申込受付、契約締結、事後管理のため
  - ③市場調査、商品開発、金融商品・サービスに関する各種ご提案のため アンケート実施、データ分析、システム開発、システム保守・運用等
  - ④お客様向け企画、宣伝物・印刷物等による営業案内のため DMの送付、懸賞企画の実施、ご案内メールの送信等
  - ⑤当社が、当社の親会社、子会社、グループ企業、提携企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動をするため
  - ⑥お客様からのお問合わせ事項、ご要望事項に回答、対応するため 当社商品のご提案、当社に対するご意見、ご質問の回答等
  - ⑦税務・会計処理のため 納税、償却処理等
  - ⑧加盟店取引のための加盟審査（途上審査を含む。）、取引管理・取引内容及びトラブルの未然防止のため
  - ⑨クレジットセンター、コーリングセンター等での電話応対者の対応評価・教育研修に生かすため
  - ⑩防犯・安全管理のため
  - ⑪犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行、提携契約の履行、訴訟への対応
  - ⑫上記のほか契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行等のため

## 第3条（個人情報の第三者への提供、共同利用の同意）

- (1)申込者等は、以下の当社の関連会社における今後のお取引の与信判断、与信後の管理のために、当社が第1条に定める個人情報当該関連会社と共同利用することに同意します。
 

【個人情報当社と共同して利用する当社の関連会社】

  - ①名称：株式会社アプラスフィナンシャル  
住所：〒556-8535 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
  - ②名称：株式会社アプラスパーソナルローン  
住所：〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9-1

（共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス）
- (2)申込者等は、申込者等が所在不明又は病氣、意識不明等の障害を受けたことが当社の調査により確認され、申込者等の親族等関係者から当社に対し任意に申込者等の債務の弁済を行う旨の申し出がなされたときは、当社は、関係法令の許す範囲内で、申込者等の親族等適切な範囲の関係者に対し、当該親族等から要請のあった申込者等の第1条(2)及び(3)の個人情報を開示することに同意します。
- (3)申込者等は、当社が、申込者等の本人確認等のため、申込者等の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書を申請するために必要な範囲で、個人情報を市町村長又は登記官に提供することに同意します。
- (4)申込者等は、当社が、事業承継若しくは債権その他の財産の譲渡の事前協議又はデューデリジェンス（資産査定）のために、個人情報を承継先、格付機関、法律事務所、会計事務所等へ提供することに同意します。
- (5)申込者等は、申込者等から、他の申込者等に係る金銭消費貸借契約又はこれに附随する連帯保証若しくは担保提供に関する情報の開示の請求があった場合は、当社が当該他の申込者等に関する第1条(2)及び(3)の個人情報を提供することに同意します。
- (6)当社は、個人情報の第三者提供及び共同利用において、適切な個人情報の安全保護措置を講じ、個人情報の管理について責任を負うものとします。

## 第4条（新生銀行グループにおける共同利用）

- 申込者等は、当社が、株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます。）およびそのグループ企業（ただし、当社の関連会社を除く。以下「新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。）のうち個人情報の共同利用について提携する企業における利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①乃至④の個人情報（ただし、次条の個人情報情報機関から取得した個人情報を除く。）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。
- ①申込者等への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
  - ②申込者等が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
  - ③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
  - ④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいいます。共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

## 第5条（登記原因を証する情報としての提供の同意）

申込者等は、お取引に係る登記の申請の際、登記原因を証する情報としてお取引に係る契約書又はその写しが提供されることに同意します。また、提出された登記原因を証する情報が不動産登記法第121条第2項により利害関係人に対して閲覧に供されることについて異議はありません。

## 第6条（個人情報情報機関への提供、登録・利用の同意）

- (1)申込者及び連帯保証人予定者は、当社が与信及び与信後の管理業務のため、当社の加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」という。）及び当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携機関」という。）に照会し、申込者及び連帯保証人予定者の個人情報が登録されている場合には、貸金業法により、申込者及び連帯保証人予定者の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)申込者及び連帯保証人予定者の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関及び当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、申込者及び連帯保証人予定者の支払能力に関する調査（与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ）の目的に限り、利用される

ことに同意します。

登録情報	登録機関
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を遅滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- (3)加盟機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
 

名称：株式会社シー・アイ・シー（略称CIC） ※貸金業法に基づく指定個人情報情報機関  
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15F  
電話番号：0570-666-414（ナビダイヤル）  
URL：https://www.cic.jp/
- (4)上記加盟機関へ登録する情報は、本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）となります。また、これらの項目以外に、官報情報、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、と信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。
- (5)提携機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下の通りです。
  - ①名称：全国銀行個人情報センター（略称KSC）  
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
電話番号：03-3214-5020  
URL：http://www.zenginkyo.or.jp/pccic/  
※全銀協の加盟会員により利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払いを延滞等した事実」となります。
  - ②名称：株式会社日本信用情報機構（略称JICC）  
住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松本下町41-1  
電話番号：0570-055-955（ナビダイヤル）  
URL：http://www.jicc.co.jp  
※KSCおよびJICCの加盟会員により利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払いを延滞等した事実」となります。なお、貸金業法で定める「個人情報」もJICC加盟会員により利用されます。

## 第7条（個人情報の委託等の同意）

- (1)申込者等は、当社が事務処理（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
- (2)申込者等は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条(1)、(2)、(3)の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

## 【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

名称：アルファ債権回収株式会社  
住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階

## 第8条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1)申込者等は、当社及び第3条、第5条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先等並びに第6条で記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
  - ①当社に開示を求める場合には、本規定の末尾記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページにおいてもお知らせしております。
  - ②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第6条記載の個人情報情報機関に連絡してください。
  - ③当社の提携先等に対して開示を求める場合には、当社に連絡してください。
- (2)前項に基づく当社への開示請求により、個人情報に関する情報が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

## 第9条（本条項不同意の場合の措置）

申込者は、申込者等の中に本同意書の内容（第2条(2)②乃至⑥を除く）に同意しない者がいる場合、または第2条および第4条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社がこれを理由として金銭消費貸借契約の締結を拒否することがあることに同意するものとします。

## 第10条（個人情報利用・提供停止の申出）

本同意書に基づき当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、申込者等が第2条および第4条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとるものとします。

## 第11条（契約が不成立の場合の同意）

申込者及び連帯保証人予定者は、金銭消費貸借契約又は連帯保証契約が不成立の場合であっても、本同意書に係る個人情報の利用、提供を停止できないことに同意します。

## 第12条（個人情報の取扱いに関する問合わせ等の窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせは下記の通りです。

## ●個人情報の取扱いに関する窓口

住所：〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂  
担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室  
電話番号：0570-001-770（ナビダイヤル）  
URL：http://www.aplus.co.jp/

2018年3月改訂



## 「リボかえり」特約

### 第1条 (総則)

- 本特約は、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）に係る会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）の特約として定められています。
- 本特約は第2条で定まる、事前登録型リボルビング払いとして会員に提供するサービス「リボかえり」の内容について定められたものであり、会員は、「リボかえり」を利用するにあたり、本特約を承諾するものとします。
- 本特約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約に準拠するものとします。

### 第2条 (定義)

- 「リボかえり」（以下「本サービス」といいます。）とは、会員が翌月1回払いの支払方法よりカードショッピングを利用した場合において、当社所定の方法により、当該利用分に係る支払方法をリボルビング払いに変更するサービスを行います。
- 前項の規定にかかわらず、会員が本サービスにより、カードショッピングの支払金を支払うものとし、本サービスは適用されないものとします。なお、一部加盟店においては、会員が前項により支払方法を「翌月1回払い」で指定した場合であっても、本サービスが適用されない場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

### 第3条 (本サービスの登録)

- 会員は、当社所定の方法により本サービスの申込みをし、当社が承認のうえ本サービスの登録手続を完了することにより、本サービスを利用することができるものとします。
- 本サービスは、前項により本サービスの登録手続が完了した時点より以降に会員が利用したカードショッピングから適用されるものとし、登録手続が完了以前のカードショッピング利用分については、適用されないものとします。

### 第4条 (本サービスの利用方法)

- 会員は、本サービスを利用してカードショッピングの利用代金の支払いを希望する場合には、カードショッピングの利用時に支払方法について「翌月1回払い」を指定するものとします。
- 会員が、翌月1回払い以外の支払方法（2回払い、ボーナス一括払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い）を指定した場合は、会員は、当該指定した支払方法によりカードショッピングの支払金を支払うものとし、本サービスは適用されないものとします。なお、一部加盟店においては、会員が前項により支払方法を「翌月1回払い」で指定した場合であっても、本サービスが適用されない場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

## NETStation\*APLUS会員規約

### 第1条 (本規約の適用)

- 本規約は、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードまたはローンカード（以下これを「カード」といいます。）に係る会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）の特約として定められています。
  - 本規約は、当社からカードの貸与を受けた会員（以下「本サービス」といいます。）に対して、当社が当社のWEBサイトで「ネットステーションアプラス」の名称で提供するインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して適用するものとします。
  - カード会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約に同意のうえ、本サービス会員（以下「ネット会員」といいます。）として、当社所定の方法により登録を行うものとします。
  - 本規約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約に準拠するものとします。
- ### 第2条 (ネット会員資格と登録)
- ネット会員とは、本サービスの利用について、本規約に同意のうえ、当社に登録を申込み、当社が登録を認められた者をいふものとします。
  - ネット会員登録は、カード会員のうち、本人会員に限り行うことができます。（家族会員による登録はできません。）
  - ネット会員登録申込者は、ネット会員登録申込時に、カード番号、電子メールアドレス、本サービス利用に係るパスワード、その他登録に必要な項目をWEBサイトのネット会員登録画面上で当社に届出するものとします。なお、カード入会申込みと同時にネット会員登録の申込みをする場合は、当社所定の項目を当社所定の方法で届出するものとします。
  - ネット会員が登録できるカード番号は、当社が発行するカードのうち、当社が本サービスの利用を認めた特定のカードとします。
  - ネット会員登録申込者が、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社はその登録を承認しないことがあります。
    - 登録申込みをした時点で、カード会員規約違反等によりカード会員資格の停止処分中であり、または過去にカード会員規約違反等でネット会員資格の取消処分を受けたことがある場合。
    - 登録申込者が当社に届け出た事項に虚偽、錯誤があった場合。
    - 登録申込者が個人でない場合。
    - 他人もしくは架空の個人情報を使って登録申込みを行ったことが判明した場合。
    - 登録申込者が第8条第1項に定めるネット会員資格の停止または取消事由のいずれかに該当する場合。
    - その他、当社がネット会員となることを不適切と判断した場合。

### 第3条 (ID、パスワードの管理責任)

- ネット会員は、本サービスを利用するにあたり、ネット会員登録時に当社が付与するID（以下「ID」といいます。）およびネット会員が任意で指定したパスワード、もしくは、当社が付与したパスワードを使用するものとし、当該IDおよびパスワードを使用してなされた一切の行為について、当社はネット会員自身が行ったものとみなします。
- IDおよびパスワードは、ネット会員が責任をもって管理し、IDまたはパスワードの盗用、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセスに伴うネット会員の損害、費用の発生について、当社は一切の責任を負いません。
- ネット会員は、自己のIDおよびパスワードが第三者に使用され、または第三者に対して損害を与えた場合は、その全額を賠償するものとします。
- ネット会員は、当社で付番したパスワードについて、本サービス利用開始時に任意のパスワードに変更するものとし、ネット会員がパスワードを変更しない場合には、当社が付番した当該パスワードをネット会員が任意に指定したパスワードとみなすことに異議のないものとします。

### 第4条 (ネット会員の地位・権利の貸与・譲渡等)

ネット会員は、その地位および権利がなくなる人も貸与、譲渡、買入れ等することはできないものとします。ネット会員が、その地位および権利を第三者に貸与、譲渡、買入れ等し、これに伴いネット会員その他の第三者に損害、費用が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。また、ネット会員による地位・権利の貸与、譲渡、買入れ等により、当社に損害、費用が発生した場合は、当該貸与、譲渡、買入れ等を行ったネット会員は、その全額を賠償するものとします。

### 第5条 (提供サービス)

- ネット会員は、本規約の内容にしたがい、当社所定のWEBサイトにログインすることにより、本サービスを利用することができるものとします。
- 本サービスの内容は、当社所定のWEBサイト上に掲示されるものとします。
- 当社は、ネット会員の承諾を得ることなく本サービスの諸条件、本サービスの内容を変更することができるものとし、当社所定のWEBサイト上に掲示する方法により、ネット会員に通知するものとします。この変更に起因するネット会員が被った不利益、損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第6条 (届け出事項の変更等)

- ネット会員は、第2条により当社に登録した電子メールアドレス等に変更があった場合は、遅滞なく、本サービスのWEBサイトにおいて変更登録を行うことにより当社に届出するものとします。
- ネット会員は、前項の届出がないこと、または登録事項の不備により、当社からの通知の到着が遅れ、または不到達となった場合で

### 第5条 (手数料の計算等)

会員が前条第1項により支払方法を「翌月1回払い」で指定してカードショッピングを利用した場合は、当該カードショッピングの利用に際して「リボルビング払い」の指定があったものとして、カード会員規約に基づく手数料の計算が行われるものとし、本サービスが適用されたカードショッピングの利用分については、その利用日から最初に到来する支払期日（当該利用分の利用日に応じて、カード会員規約に基づき到来する支払日）までの期間については、手数料の計算の対象外とするものとします。

### 第6条 (本サービスの解約・中止)

- 会員は、当社所定の方法で当社に申し出ることにより、本サービスを解約することができるものとします。
- 当社は、会員に対して、当社所定の方法による通知もしくは当社ホームページ上の公表等を行うことにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。
- 前2項により、本サービスを解約し、もしくは中止した場合において、本サービスの利用分に係る未払残高がある場合は、会員は、当該未払残高について、引き続き「リボルビング払い」の方法により支払うものとします。
- 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなく、本サービスを解除することができるものとします。
  - カード会員規約に基づき、当社が会員のカードの利用を停止（一時停止の場合を含む）した場合は会員がカードを脱会した場合もしくは会員資格を喪失した場合。
  - 当社に対する支払債務の履行を遅滞する等、当社が本サービスを解除することについて相当であると判断した場合。

### 第7条 (本規約の優越)

本特約とカード会員規約の内容に相違がある場合は、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めがない事項については、カード会員規約に準拠するものとします。

### 第8条 (本規約の改定)

将来において本特約が改定され、当社が会員に対して、当該改定内容を書面その他の方法により通知または公表した後に会員がカードショッピングを利用した場合には、会員が当該改定内容を承認したものと当社がみなすことに、会員は異議のないものとします。（201808版） リボかえり

も、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議のないものとし、これによりネット会員の不利益が生じても当社は責任を負わないものとします。また、カードに関する届出事項の不備によって生じたネット会員の不利益についても、同様とします。

### 第7条 (ネット会員の通知)

- 当社からネット会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ネット会員があらかじめ当社に届出した電子メールアドレス宛の電子メール、当社のWEBサイト上の掲示またはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
- ネット会員は、当社が次の各号に関する電子メールまたは郵便物等をネット会員に送付することあらかじめ同意するものとします。ただし(4)については、当社に対して所定の届出をすることにより、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
  - ネット会員登録、登録情報の変更等の確認
  - 本サービス利用の確認
  - 本サービスの保守、運用等に関する告知情報
  - 当社、または当社提携企業のキャンペーン、広告宣伝、サービス提供等の告知情報

- 第1項の通知が電子メールを送信する方法により行われる場合、当社は、ネット会員の加入する電子メールサービスのサーバー宛に電子メールを送信し、当該サーバーに到着したことをもってネット会員への通知が完了したものとみなします。また、第1項の通知が当社のWEBサイト上に掲示する方法により行われる場合、当該通知がWEBサイト上に掲示され、ネット会員がWEBサイトを開くすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもってネット会員への通知が完了したものとみなします。
- ### 第8条 (ネット会員資格の停止、取消)
- ネット会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、当該ネット会員の資格を、当該ネット会員に対して、事前に何ら通知および催告することなく、一時停止または取消することができるものとします。これにより当該ネット会員が本サービスの利用ができなくても、当社は一切その責任を負わないものとします。
    - 登録申込時に登録したカードが退会またはその他の理由で無効となった場合。
    - 第2条第4項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
    - IDまたはパスワードを不正に使用し、または使用された場合。
    - 不正の目的をもって本サービスを利用し、または他のネット会員または第三者に利用させた場合。
    - 不正もしくは不正の恐れがある場合、または第三者による不正の防止を行うために必要な場合。
    - 前各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損しもしくは当社の財産を侵害する行為または他者もしくは当社に不利益を与える行為があった場合。
    - その他当社が本規約に基づいて不適当と判断した場合。
  - 前項に基づき、当社がネット会員資格を一時停止または取消したことにより、当社または第三者が損失、損害を被った場合または費用（弁護士費用を含む。）を負担した場合には、ネット会員は当該損失、損害または費用を補償するものとします。

### 第9条 (本サービスの中断または停止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ネット会員に事前に通知することなく、本サービスの運営または当社のWEBサイトの一部もしくは全部を中断・停止することができるものとします。
  - 本サービスのシステムの保守、点検、修理、変更を定期的または緊急に行う場合。
  - 火災、停電などや、地震、噴火、洪水、津波などの天災により、本サービスの提供が困難な場合。
  - 戦争、変乱、暴動、争乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合。
  - 第三者による本サービスのシステムの破壊や妨害行為（データやソースコードの改ざん・破壊を含む。）などにより運営ができなくなった場合。
  - その他当社が、事業上の理由により本サービスの一時的な中断・停止を必要と判断した場合。
- 当社は、本条に基づき第三者を中断・停止または中止したとしても、これに起因するネット会員または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、一切の責任を負わないものとします。

### 第10条 (免責)

当社は、本サービスの提供に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わないものとします。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じたネット会員の損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第11条 (本規約の変更)

当社は、ネット会員への事前通知または承諾なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、当社は第7条に定める方法により、直ちに当該変更後の規約をネット会員に通知するものとします。

(20120701版) NSA

## カードご利用明細書WEBサービス利用者規約

### 第1条 (目的)

- 本規約は、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードまたはローンカード（以下これを「カード」といいます。）に係る会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）の特約として定められています。
- 本規約は、当社が別途定めるNETStation\*APLUS会員規約に定めるネット会員（以下「ネット会員」といいます。）のうち、当社が別途定める「カードご利用明細書WEBサービス」を利用する場合の条件等を定めるものです。
- 本規約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約およびNETStation\*APLUS会員規約に準拠するものとします。

### 第2条 (定義)

- カードご利用明細書WEBサービス（以下「WEB明細サービス」といいます。）とは、カード会員規約の規定にかかわらず、ネット会員が一定の条件を満たす場合において、当社が、カード利用時の「ご利用明細書」を、郵送による方法に代えて、「カードご利用明細書WEBサービス利用者規約」（以下、「本規約」といいます。）に規定された方法により、提供するサービスを行います。
- WEB明細サービスにおいて、当社は、割賦販売法第30条の2の3に規定される項目のうち、郵送による方法で交付している「ご利用明細書」において記載している項目を、割賦販売法第30条の3に基づく電磁的方法により提供するものとします。

### 第3条 (利用資格)

- WEB明細サービスを利用することができる者は、ネット会員で、かつ、パソコン等（第5条に定める方法によりご利用明細書の内容の提供を受けること、かつ、プリンター等を用いることにより当該内容を印刷することができる機能を備えたもの）に限ります。これによりインターネットに接続することが可能な環境を有している者でなければならぬものとします。
- WEB明細サービス利用者は、「ネットステーションアプラス」におけるネット会員IDが無効となった場合には、WEB明細サービスを利用することはできません。

### 第4条 (利用の申請・登録の解除)

- WEB明細サービスの利用を希望するネット会員は、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により当社に申請し、WEB明細サービスの登録について承認を得るものとします。なお、ネット会員は、割賦販売法第30条の6に定める電磁的方法により提供することについて別途当社所定の方法にて当該提供について、承諾するものとします。
- WEB明細サービスの利用を停止したいネット会員は、当社所定の方法で申し出ることにより、いつでもWEB明細サービスの登録を解除し、「ご利用明細書」の郵送による受領を選択することができます。

### 第5条 (ご利用明細書の確認・通知)

- 当社は、WEB明細サービス利用者に対して、「ご利用明細書」を確認する方法として、「ネットステーションアプラス」での閲覧およびダウンロードの方法により提供するものとし、原則として「ご利用明細書」の送付は行わないものとします。なお、ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader8.0以上となります。ただし、ご利用代金の明細（家族会員利用分を含む。）の確定時において、次のいずれかに該当した場合は、当社は、「ご利用明細書」を郵送するものとします。
  - 法令等によって書面の送付が必要とされる場合。
  - 払込振替票を使って、カード利用による支払金等の振込みを行っている場合。
  - その他当社がご利用明細書の送付を必要と判断した場合。

- 当社は、ご利用代金の明細が確定した場合には、その旨の通知（以下「確定通知」といいます。）を、WEB明細サービス利用者からあらかじめ登録した電子メールアドレス宛に行なうものとします。ただし、当月の請求がない場合は、確定通知を行わないものとします。
- WEB明細サービス利用者には、確定通知受領後、直ちに「ご利用明細書」を閲覧し、次項に定めるファイルの記録方式でダウンロードするものとします。

- ファイルへの記録方式は、PDF形式を使用するものとします。
- WEB明細サービス利用者には、前項の通知を受けた際、プリンター等を用いることによりご利用明細書の内容を印刷することが可能な機能を備えたパソコン等を有していない場合、若しくは閲覧またはダウンロードすることが出来ない場合は、速やかに当社に連絡することとします。
- 当社は、WEB明細サービス利用者から前項の連絡を受けた場合は、当該月の「ご利用明細書」をWEB明細利用者へ郵送することとします。

7.本条2項の確定通知の送信をもって、当社からの「ご利用明細書」の提供が完了したものとします。なお、WEB明細サービス利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「ネットステーションアプラス」において、「ご利用明細書」の確認を行うことができるものとします。

- WEB明細サービス利用者の責に帰すべき事由により確定通知が受信できないことにより、WEB明細サービス利用者または第三者に対して損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第6条 (WEB明細サービスの提供終了)

当社は、WEB明細サービス利用者から次のいずれかに該当した場合には、WEB明細サービス利用者の承諾を得ることなく、WEB明細サービスの提供を終了することができるものとします。なお、この場合、当社は当該利用者に対する通知を行わないものとします。

- 会員資格を喪失した場合。
- 本規約のいずれかに違反した場合。
- 当社が確定通知を送付したが不到達となったことを当社が確認した場合。
- その他当社がWEB明細サービス利用者として不適当と判断した場合。

### 第7条 (終了・中止・変更)

当社は、予告なしに、いつでもWEB明細サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものと、WEB明細サービス利用者には、あらかじめその旨承諾するものとします。

- WEB明細サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

### 第8条 (本規約の変更)

当社は、WEB明細サービス利用者への事前通知または承諾なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、当社は当社のWEBサイトに公開するなど、当社所定の方法により直ちに変更後の規約をWEB明細サービス利用者へ通知するものとします。

### 第9条 (本規約の優越)

WEB明細サービスの利用に際し、カード会員規約およびNETStation\*APLUS会員規約と本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

(20130520版) WEB

543-8202 1809



## ポイントサービス利用規約

株式会社Tポイント・ジャパン

2017年10月1日改訂版

本規約は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が定める「会員規約」に同意し、Tカードの発行を受けた方、またはT-IDその他カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が別途指定するログインID（以下、総称して「指定ID」といいます）を登録し、T会員ネットワークサービス登録を完了された方（以下、総称して「会員」といいます）が、T会員向けサービスのうちポイントサービスを提供する企業（以下「ポイントプログラム参加企業」といいます）で、ポイントサービスを利用するにあたり、遵守いただく事項を定めるものです。なお、本規約に定めのない用語は、「T会員規約」の定めを適用するものとします。

第1条（ポイントサービスの提供会社）

ポイントサービスは、ポイントプログラム運営会社である株式会社Tポイント・ジャパン（以下、「当社」といいます）が提供するものです。第2条（ポイントサービスの概要）

ポイントプログラム参加企業でのサービスのご利用額や内容またはご利用状況に応じて、ポイントをおためいただくことができます。貯められたポイントは、ポイントプログラム参加企業等にご利用いただけます。またポイントプログラム参加企業が発行しているポイントカード（クーポン券等）と交換することができます。

但し、ポイントプログラム参加企業により、ポイントの付与・還元率が異なる場合や一回あたりの決済について還元できるポイント数の上限がある場合、または一部の商品およびサービスにポイントをご利用いただけない場合など、ポイントの付与・還元に制限がある場合がございます。またポイントサービスをご利用いただくにあたり、事後的に会員登録を行うことを条件として配布されたTカードについては、会員の登録情報が反映されるまでの期間は、ポイントの還元ができません。

インターネット上でのご利用の際には、有効な指定IDと登録パスワードによる認証が必要です。店舗等でのポイントご利用には有効なTカードが必要です。

現在ポイントプログラム参加企業およびポイントのご利用方法についての詳細はインターネット上のWebサイト「Tサイト」[Tポイント/Tカード]（<http://site.jp/>）にアクセスしていただくか、本規約末尾のTカードサポートセンターまたはご利用になれる店舗のスタッフまでお問い合わせください。

第3条（ポイントの種類）

ポイントを付与したポイントプログラム参加企業によって、同じポイントでもポイントの権利内容が異なる場合がありますのでご注意ください。詳しくは、本規約およびTポイント/Tカードでご確認ください。

第4条（ポイントの有効期間）

1.ポイントの有効期間は最終のポイント数の変動日※より1年間で、有効期間内にポイント数の変動がなかった場合、それまでに貯められた全ポイントが有効しますので、あらかじめご了承ください。

※ポイント数の変動とは、下記のことをいいます。

①ポイントをおつめる ②ポイントを使う ③ポイントを交換する  
なお、ポイントプログラム参加企業によって、ポイントをおつめたり、交換されたことによる保有ポイント数の反映タイミングが異なります。

2.貯められたポイントをクーポン券等と交換された場合、当該クーポン券等の有効期間はクーポンの種類、利用店舗・サービス等によって異なり有効期間を過ぎたクーポン券はご利用いただけませんので、各クーポン券等の有効期間をご確認の上、有効期間内にご利用ください。

第5条（ポイントサービスの一時停止・ポイントの失効・ポイントの取り消し）

1.ポイントサービスは、以下の場合に一時停止させていただきます。場合が異なります。

(1)カードの紛失・盗難にあっては本規約末尾のTカードサポートセンターにお申し出いただいた場合  
(2)何らかの理由により、指定IDまたはTカードが一時的に停止となった場合  
(3)ポイントサービスの不正利用の疑いが生じた場合  
(4)その他、当社が必要と判断した場合

2.会員の保有ポイントは、以下の場合に保有されているすべてのポイントが失効します。

(1)T会員ネットワークサービス登録またはTカードが失効した場合、それをそのの会員資格の失効に伴い、ポイントも失効します。両方の会員資格を保有し、本規約第9条に従いポイントのおまとめを行った場合は、お持ちのTカードにすべてのポイントが貯蓄するため、T会員ネットワークサービス登録が失効しても、ポイントは失効しません。Tカードが失効すると、すべてのポイントが失効します。

※T会員ネットワークサービス登録は以下の場合に失効します。

・T会員規約第2条第1項(7)に該当した場合  
・T会員規約第3条第1項(8)に該当し、会員ご自身からT-IDおよびTパスワードが盗まれたあるいは第三者に使用された、またはその疑いがある旨の連絡を受けた当社がT会員ネットワークサービス登録を無効とした場合

・T会員規約第3条第1項(1)の「退会」または第2項の「除名措置」に該当した場合

※Tカードは以下の場合に失効します。

・T会員規約第2条第2項(4)および(5)に従い、Tカードの有効期間が満了した場合  
・T会員規約第2条第2項(6)または第3条第1項(3)に従い、紛失・盗難その他の理由で会員ご自身のお申し出により一時停止が行われた後、停止理由が解消されたにもかかわらず、会員が一時停止解除のお手続きを行わずにTカードの有効期間が満了した場合

・T会員規約第3条第1項(3)の「退会」または第2項の「除名措置」に該当した場合  
(2)ポイントサービスの不正利用であることが確認された場合  
(3)その他、当社が必要と判断した場合

3.会員の保有ポイントは以下の場合に取り消すことがあります。

2.当社のポイントサービスにおいて、天災地変、通信回線やコンピュータ等の障害によるデータの消失、ポイント利用に関する損害・障害について、当社にはいかなる責任も負わないものとします。

第6条（ポイントの移動）  
Tカードを紛失・盗難された場合は、「T会員規約」に従って紛失・盗難時の手続きを行ってください。

1.一度紐付け登録した指定IDとTカード番号を切り離すことはできません。但し、紐付け登録したTカード番号が無効となった場合もインターネット上ではポイントサービスを引き続きご利用いただけます。新規に発行されたTカード番号を当該指定IDに紐付け登録することも可能です。また、T会員ネットワークサービス登録を解除した場合でも、Tカードは店舗等でのポイントサービスを引き続きご利用いただけます。新たに取得した指定IDに当該Tカード番号を紐付け登録することも可能です。

第7条（保有ポイントの調査）  
会員は、Tサイト「Tポイント/Tカード」にアクセスいただくことで、現在保有されているポイント数をご確認いただけます。

第8条（当社の免責事項）  
1.ポイントプログラム参加企業の実績の提供が不適切であったことに関連して会員が被った損害（ポイント付与対象取引、ポイント利用対象取引を行う場合を含む）に対し、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2.当社のポイントサービスにおいて、天災地変、通信回線やコンピュータ等の障害によるデータの消失、ポイント利用に関する損害・障害について、当社にはいかなる責任も負わないものとします。

第9条（その他）  
当社は、1日以上のお断り期間をおいてCCCホームページ（<http://www.ccc.co.jp/>）において変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとし

ます。

1.ポイントサービスご利用条件（ポイントプログラム参加企業の実績の変更やポイントサービスの廃止を含みます）につきましては、事前の予告なく変更する場合がございます。現在のご利用条件の詳細は、Tサイト「Tポイント/Tカード」にアクセスしてご確認ください。変更後の会員の会員情報をもつてご利用条件にご同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、各ポイントプログラム参加企業のサービス内容につきましては、各店舗または各企業のサイトにてご確認ください。

お客様お問い合わせ先  
Tポイントサポートセンター  
電話番号:0570-029294  
受付時間:10:00～21:00(年中無休)

## Tカード プラス（プラス発行G）見舞金規定

第1条（目的）

本規定は、株式会社プラス（以下「当社」といいます。）が第2条に定める補償対象者に該当するカード プラス（プラス発行G）会員（以下「T会員」といいます。）を対象に運営する「空き巣被害見舞金制度」の取り扱いについて定めます。

第2条（用語の定義）

本規定において、次に掲げる用語は該当各号の定義に従うものとします。

(1)補償対象者  
Tカード プラス（プラス発行G）本会員と、家族会員および法人会員（カード使用者を含む）を除くものとします。

(2)補償対象住居  
補償対象者が日本国内において自己の日常住居用に所有または借用している建築物のうち、補償対象者が日常住居用として使用している部分を含みます。店舗併用住宅建築物の店舗部分など、補償対象者が日常住居以外の目的で使用している部分がある建築物の場合は、補償対象者が日常住居用として使用する部分のみをいい、日常住居以外の目的で使用する部分を除きます。ただし、補償対象者が会員の自宅住居として登録している住所に所在するものに限ります。なお、補償対象者が転居した場合、転居した日から、会員の自宅住居として当社に登録している住所の変更手続きが完了するまでの間については、住民票などの客観的な資料により転居の事実が確認できることを条件に、転居後の住居を補償対象住居と見做します。

(3)建物  
日常住居の用に供する建築物をいいます。ただし、門、へい、かき、物置または車庫その他の付属建築物を除きます。

(4)家財、現金、貴金属  
建築物に収容されている日常生活活動資産をいいます。ただし、以下を除きます。  
・自動車（自動車三輪車および自動二輪車を含む、原動機付自転車を除く）  
・有価証券、預貯金証書、印紙および切手その他これらに類する物  
・書画、骨董、彫刻物、その他の美術品  
・橋本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物  
・火から借りているもの等、所有権のないもの

(5)空き巣  
窃盗目的で、家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(6)忍び込み  
窃盗目的で、家人が就寝している間に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(7)居室空  
窃盗目的で、家人が食事その他の所用中の隙に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(8)空き巣による盗難  
空き巣による発生した家財、現金または貴金属の盗取、毀損または汚損の財物損害をいいます。

(9)補償期間  
会員資格を取得した日（注）から1年間で補償期間とします。以後、会員資格が有効な場合は、1年単位で補償期間は継続されます。（注）会員資格を取得した日 カード台紙に記載のカード入会日を含みます。

第3条（見舞金を支払う場合）  
当社は、補償期間中に会員が補償対象住居の家財、現金、貴金属について空き巣による盗難被害を被った場合に、会員が所管警察署に盗難被害届を提出することを条件として、会員に対して見舞金を支払います。

第4条（見舞金を支払わない場合）  
1.前条の規定にかかわらず、当社は次の各号に掲げる損害に対しては、見舞金を支払いません。

(1)補償対象者の故意および重大過失  
(2)補償対象者の犯罪行為  
(3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
(4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動  
(5)核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射線、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特長による事故  
(6)3)から5)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故  
(7)補償対象者の親族、使用人、同居人、止居人並びに補償対象者の補償対象住居の監守人が自らならず、または加担した盗難による損害

(8)忍び込みや居室空など、空き巣以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害  
(9)すりなど、補償対象住居に不法に侵入しなかつた者によりなされた盗難による損害

(10)店舗併用住宅建築物の店舗部分など、日常住居以外の目的で使用している部分の建築物などの財物に生じた損害  
(11)家財、現金または貴金属が一時的に建築物外に持ち出されている間にその家財、現金または貴金属に生じた損害  
(12)財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛などの非財物損害  
(13)火災または爆発事故による損害  
(14)火災または爆発事故の際の盗難による損害

(15)補償対象者がTカード プラス（プラス発行G）の資格を取得する以前に生じた損害

2.当社は、会員の補償対象住居に空き巣による住居侵入の形跡がある場合でも、その家財、現金、貴金属に盗難被害が生じていない場合には見舞金を支払いません。

3.当社は、理由のいかんにかかわらず、会員が空き巣による盗難被害について所管警察署への被害届け出を怠った場合には、見舞金を支払いません。

第5条（見舞金の請求）  
1.会員は、第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、直ちに所管警察署に届け出るとともに、当社に通知しなければなりません。

2.会員が当社に対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当社に提出しなければなりません。  
(1)当社が指定する見舞金請求書兼空き巣被害届書提出証明書（必要記載事項に記入漏れがないもの）  
(2)空き巣被害を証明する写真、住民票その他当社が必要と認める書類

3.会員が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に欠けている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は見舞金を支払いません。

4.会員が当社に登録している自宅住所の変更手続きを完了する前に第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合は、当社に登録している自宅住所の変更手続きが完了するまでは、当社は見舞金を支払いません。

5.会員以外の方がなされた見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。

6.会員がTカード プラス（プラス発行G）会員の資格を喪失した後に起こった見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。

7.第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。

第6条（見舞金請求の際の調査）  
1.当社は会員が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の実状および状況を調査することができるものとします。

2.会員は、前項の調査に協力しなければなりません。

3.会員が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、当社は見舞金を支払いません。

第7条（見舞金の額）  
1.当社が会員に対して支払う見舞金の額は1)空き巣被害あたり15万円とします。  
2.前項にかかわらず、会員が補償対象者として複数の資格を有する場合でも、当社が会員に対して支払う見舞金の額は、1)空き巣あたり15万円を限度とします。また、補償が重複する当社の他のカードや他の補償がある場合も同様とします。

3.第1項にかかわらず、会員の他に補償対象住居を同一とする補償対象者が存在する場合は、当社が会員に対して支払う見舞金の額は1)空き巣被害あたり15万円を限度とします。

4.会員が補償期間中に被った空き巣による盗難被害の回数にかかわらず、当社の会員に対する見舞金支払いは補償期間中、1回を限度とします。

第8条（見舞金の支払方法）  
1.当社の会員の見舞金の支払いは、会員のカードご利用代金のお支払い口座に振り込むものとします。ただし、他の方法によって見舞金を支払うのに合理的な理由がある場合ではその限りではありません。

2.当社は見舞金の振り込みをもって会員の見舞金受領を確認したものとし、特段の事情がない限り、会員に対して見舞金受領書を徴しませんが、

第9条（規定の改訂）  
1.本規定は2015年10月15日午後16時より効力を発します。  
2.本規定を改定または廃止する場合には、特段の事情がない限り、当社は事前に会員に通知するものとします。ただし、当社が本規定を改定または廃止することができることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

(201603版) 548-2184

## カードショッピングのご案内

回数指定分割払い、翌月1回払い(手数料不要)、ボーナス一括払い(手数料不要)、リボルビング払いと、ご自分に合わせた自由設計です。

### ご利用分のお支払い方法

国内加盟店 でのご利用分	アプラス加盟店	●翌月1回払い●リボルビング払い ●ボーナス一括払い ●回数指定分割払い
	Mastercard 加盟店	●翌月1回払い(●2回払い) ●リボルビング払い ●ボーナス一括払い ●回数指定分割払い
海外加盟店 でのご利用分	Mastercard 加盟店	●翌月1回払い(●リボルビング払い)

※加盟店により、一部取扱できないお支払方法がございます。  
※「翌月1回払い」には締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。

### ご利用可能枠 当社が定めたご利用可能枠の範囲内

### 回数指定分割払い

#### 支払回数と手数料率

支払回数(回)	1	2	3	6	10
支払期間(ヶ月)	1~2	2~3	3~4	6~7	10~11
分割払手数料率 (実質年率)(%)	—	—	10.76	12.23	12.88
ご利用代金100円 あたりの手数料の額(円)	0	0	1.80	3.60	6.00
支払回数(回)	12	15	18	20	24
支払期間(ヶ月)	12~13	15~16	18~19	20~21	24~25
分割払手数料率 (実質年率)(%)	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27
ご利用代金100円 あたりの手数料の額(円)	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40

※手数料率は、金融情勢等の変動により改定させていただく場合がございます。  
※ボーナス併用回数指定分割払いの場合、実質年率が上記と異なる場合がございます。

### お支払い例

- [30,000円(税込)のお買い物を10回払い(頭金なし)でされた場合]  
○分割払手数料：1,800円=30,000円×6.00÷100円  
○分割支払金：初回お支払い3,900円=31,800円÷(3,100円×9回)  
2回~10回目3,100円……(100円未満は端数切捨て)  
3,180円=(30,000円+1,800円)÷10回  
○支払総額：31,800円

### 遅延損害金 6.00%(実質年率)

※ただし支払期間が2ヶ月を超えない支払方法の場合は  
14.60%(実質年率)

### リボルビング払い 元利定額残高スライドリボルビング方式

#### 手数料率 月利1.25%(実質年率15.00%)

#### リボルビング払い月々の弁済金

累積利用代金残高	弁済金	累積利用代金残高	弁済金
1~100,000円	3,000円	300,001~500,000円	12,000円
100,001~200,000円	6,000円	500,001~1,000,000円	25,000円
200,001~300,000円	9,000円		

※月々の弁済金の変更をご希望の場合は、アプラスまでご連絡ください。  
※月々の弁済金は、定められた最低支払金額(標準コースで3,000円)以上であれば、1,000円単位で変更することができます。

### お支払い時期

毎月の締切日(5日)のご利用残高を基に計算し当月27日(休日の場合は翌金融機関営業日)にお支払いいただきます。

### 計算方法 手数料※=毎月締切日(5日)のご利用残高×月利…月々のお支払い額に含まれます。

※「手数料」とは包括信用購入あっせんの手数料をいいます(以下同じ)。

### お支払い例

月々の弁済金(毎月のお支払金額)が3,000円(標準コース)で、9/10に103,000円(税込)をご利用いただいた場合 (単位:円)

お支払日(例)	10月27日	11月27日	12月27日
当月のお支払い前ご利用残高	103,000	98,287	96,515
内 前月からの繰越分	0	98,287	96,515
当月のお支払金額(月々の弁済金)	6,000	3,000	3,000
内 ご利用分への充当分	4,713	1,772	1,794
内 手数料	1,287	1,228	1,206
当月のお支払後のご利用残高	98,287	96,515	94,721

### 遅延損害金 14.60%(実質年率)

## カードキャッシングのご案内

カードキャッシングサービスをご利用される場合のご案内となります。全国の提携金融機関のATMでキャッシングサービスをご利用いただけます。お支払いは、一括払いとリボルビング払いの2通りです。(海外でのご利用は一括払いのみとなります。)

### ご利用可能枠 10~99万円 ※新規ご入会時のキャッシング枠の上限は50万円までとなります。

### 返済の方式・貸付利率

返済の方式	一括返済	元金定額返済リボルビング
貸付利率(実質年利)		18.00%

※お支払いのお利息は、日割計算といたします。  
※利率は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。  
※リボルビング払いの返済期間はカードの有効期限までとします。ただし、カード更新により自動的にその有効期限まで継続されるものとします。

### 返済期間・返済回数

一括払い	27~57日(ただし暦による) / 1回 ※海外でのキャッシングをご利用の場合、売上データ授受の関係で、期間が異なる場合がございます。
リボルビング払い	あらかじめ定められた金額により、元金と利息を完済するまでの期間、回数。ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借入れる場合、返済期間、返済回数も変動します。

### リボルビング払い月々のご返済額

a	b	c	d	e
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

当初、リボルビング月々のご返済額は10,000円とさせていただきます。  
※月々のご返済額の変更をご希望の場合はカードお届け後、アプラスまでご連絡ください。  
※利息は、毎月のお支払い額に加算されます。

### 遅延損害金 20.00%(実質年率)

### 担保・保証人 不要

契約内容を確認し、収支バランスを考え、無理のない返済計画を。

## お問い合わせ先

株式会社アプラス 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
0570-008-789[受付時間 9:30~17:30 (日祝休)]

※0570(ナビダイヤル)は有料です。  
※国際電話、IP電話をご利用の場合は、03-5819-5870または06-6368-7254におかけください。  
※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。  
登録番号：近畿財務局長(4)第00810号  
日本貸金業協会会員：第005541号

### 【日本貸金業協会相談・苦情・紛争受付窓口】

貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

## 本人確認書類ご提出のお願い

**重要**

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、公的書類による本人確認が必要となります。カードを申込みの方は本人確認書類(コピー)をご提出してください。

必要書類(コピー) 現在有効なもの、いずれか1点をA4用紙にコピーのうえご提出ください。

- 運転免許証または運転経歴証明書(住所変更されている場合は裏面コピーも必要となります。運転経歴証明書は平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。)
- 運転免許証または運転経歴証明書をお持ちでない方は………
- パスポート(写真および住所のページ) ●マイナンバー(個人番号)カード(お申込人で本人の顔写真・お名前・生年月日・住所が記載されている面のコピー[裏面は不要です。])
- 各種健康保険証(お申込人で本人のお名前・生年月日・住所のページ) ●その他 ・各種年金手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
- 住民票写し(発行後6ヶ月以内。個人番号が記載されている場合は、個人番号を黒く塗りつぶしてください)

※上記本人確認書類と申込書に記載いただいている住所が相違する場合は、現住所が記載されている下記の書類のコピーを併せて添付ください。(発行日から6ヶ月以内のもの)

- 国税または地方税の領収書または納税証明書 ●社会保険の領収書 ●公共料金の領収書(電力会社、水道局、ガス会社、NHK、固定電話)
- ※市町村合併により住所の表示が異なる場合についても、住所が同一であることがわかる書類(区証明書等、他の本人確認書類もしくは上記領収書等のいずれか)を併せてご提出ください。
- ※個人番号(マイナンバー)の「通知カード」は、本人確認書類としてお取扱できません。別の書類をご提出ください。

# Tカードプラス(アプラス発行G) サービス案内

## 「Tカードプラス(アプラス発行G)」とは

18歳以上(高校生不可)の方が対象

年会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初年度年会費無料</li> <li>●次年度以降500円+税</li> </ul> <p>ただし、年1回のカードのご利用で翌年の年会費は無料となります。</p> <p>※年間のご利用とはカード入会月の翌月から1年間のご請求をいいます。</p> <p>※カードショッピングおよびカードキャッシングのご利用が対象となり、年会費・手数料は年間のご利用の対象に含まれません。</p> <p>リボリング払い・回数指定分割払いをご利用の場合は、初回請求月がご利用月になります。</p>
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リボリング払い(元利定額残高スライドリボリング払い方式)</li> </ul> <p>※「リボかえル」は初期設定となります。</p> <p>※「リボかえル」の詳細については以下の説明をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●翌月1回払い(「リボかえル」設定でない場合)</li> <li>●回数指定分割払い ●ボーナス一括払い</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本カードでショッピング・キャッシングのご利用が可能です。</li> <li>●本カードの暗証番号は自動付番となります。</li> <li>●カードのご入会に際しましては、所定の審査がございます。</li> </ul>

## 万が一の時に 空き巣お見舞金サービス

Tカード プラス(アプラス発行G)には安心が付いています。

- ご住居で、空き巣による盗難損害を被った場合に、お見舞金(1年間の上限5万円)をお支払いいたします。

<b>Tポイント提携先で貯まる!</b> (TSUTAYAを含む)	<b>クレジット加盟店で貯まる!</b>
<b>特典1</b> 提携先でのTカードご提示で <b>200円 → 1ポイント</b> <small>(一部提携先では100円)</small> <small>※提携先によってポイントの対象となるご利用額は税込・税抜の場合がございます。</small>	<b>特典2</b> 全国のMastercard加盟店でカード払いすると <b>200円 → 1ポイント</b> <small>(税込)</small>

**重要**

Tカード プラス(アプラス発行G)は、「リボかえル」が初期設定されているカードです。

- ※「リボかえル」特約が適用されます。
- ※「リボかえル」は、ご入会後いつでもご登録を解除することができます。

## 「リボかえル」について

「リボかえル」の活用でカードのお支払いを自在にコントロール

事前登録型リボ払い



## リボでお支払額のコントロール

事前登録型リボ払い「リボかえル」とは、一度ご登録いただくと登録以降のご利用分のうち、「リボかえル」対象の1回払いのショッピングご利用分が、自動でリボ払いに変更されるサービスです。

## 「リボかえル」の特徴

自動で!

お買い物のときに「翌月1回払い」と指定されても自動で「リボ払い」に変更!

初回手数料※  
無料!

ご利用後初回月の手数料※は無料!  
 ※翌月に繰り越された利用残高には、つど手数料  
 月利1.25%(実質年率15.00%)がかかります。

※「手数料」とは包括信用購入あっせんの手数料をいいます(以下同じ)。

## NETstation\*APLUS

任意

NETstation\*APLUSは、カード会員様専用のインターネット総合サービスです。さまざまなサービスをご利用いただけます。もちろんご利用は無料です。ぜひご登録ください。

- ご請求明細照会 ●未請求ご利用明細照会 ●お届け内容変更受付

カード申込み ⇒ IDお知らせ(メール) ⇒ パスワードのお知らせ(郵送)

⇒ アプラスホームページにアクセス ⇒ NETstation\*APLUSにログイン

<https://www.aplus.co.jp>



## カードご利用明細書 WEB サービス

任意

このサービスは、カードご利用時に送付する「ご利用明細書」を、当社がお客さまに郵送する方法に代え、お客さまご自身がNETstation\*APLUSからダウンロードする方法によりその内容をご確認いただけるサービスです。なお、内容の確認にはAdobe Reader6.0以上のソフトウェアが必要となります。カードご利用後、ご請求金額が確定しましたら、E-mailでご請求額確定のご案内をいたします。また、ご請求額等の詳細は、ダウンロードのほかNETstation\*APLUSでもご確認いただけます。

※ご利用内容等により「カードご利用明細書」を郵送させていただく場合があります。

※ドメイン指定受信をされている方は<aplus.co.jp>を受信可能にしてください。ご請求明細確定のご案内メールは<netstation@aplus.co.jp>より送信されます。

「NETstation\*APLUS」へのご登録、「カードご利用明細書WEBサービスのご利用」に同意された場合、それぞれ「NETstation\*APLUS会員規約」「カードご利用明細書WEBサービス利用者規約」が適用されます。

## 元利定額残高スライドリボリング払い方式

「ご利用残高」と「お支払コース(※)」の組み合わせにより、月々の弁済金(毎月のお支払金額)が決まります。お手続きいただければリボ払いの「お支払コースの変更」や「リボかえル」の設定・解除が可能です。

※月々の弁済金(毎月のお支払金額)の最低支払額は3,000円(以下、「標準コース」)です。3,000円以上1,000円単位で変更が可能です。

※「お支払コース」のお申し出がない場合は、自動的に「標準コース」となります。

※手数料は毎月の弁済金に含まれます。



## お支払コースが標準コース(月々の弁済金の最低額が3,000円)の場合のお支払金額の例

当月のお支払前のご利用残高	毎月のお支払金額	月々の弁済金(毎月のお支払金額)の最低額
1円 ~ 100,000円	3,000円	ご利用残高によりお支払金額が変わります。
100,001円 ~ 200,000円	6,000円	
200,001円 ~ 300,000円	9,000円	
300,001円 ~ 500,000円	12,000円	
500,001円 ~ 1,000,000円	25,000円	

## お支払コースが10,000円コースの場合のお支払金額の例

当月のお支払前のご利用残高	毎月のお支払金額	月々の弁済金(毎月のお支払金額)の最低額
1円 ~ 100,000円	3,000円	ご利用残高によりお支払金額が変わります。
100,001円 ~ 200,000円	6,000円	
200,001円 ~ 300,000円	9,000円	
300,001円 ~ 500,000円	12,000円	
500,001円 ~ 1,000,000円	25,000円	

※お支払前のご利用残高が1,000,000円を超える場合には、月々の弁済金(毎月のお支払金額)は「お支払前のご利用残高」1,000,000円単位で25,000円ずつ加算されるものとします。

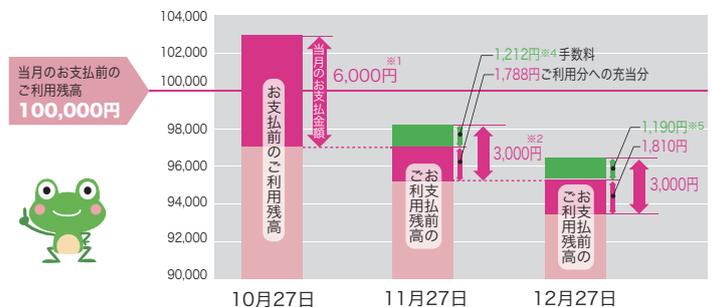
## 【お支払例】

### お支払額(月々の弁済金)が標準コースで、9月10日に103,000円(税込)、をご利用いただいた場合

お支払日(例)	10月27日	11月27日	12月27日
当月のお支払前ご利用残高	103,000円	97,000円	95,212円
内 前月からの繰越分	0円	97,000円	95,212円
当月のお支払金額(月々の弁済金)	※1 6,000円	※2 3,000円	3,000円
内 ご利用分への充当分	6,000円	1,788円	1,810円
内 手数料	※3 —	※4 1,212円	※5 1,190円
当月のお支払後のご利用残高(翌月繰越)	97,000円	95,212円	93,402円

月利1.25%(実質年率15.00%)の場合

## ●お支払いと残高の推移



- ※1 締切日時点のご利用残高が100,001円以上となるため
- ※2 締切日時点のご利用残高が100,000円以下となったため
- ※3 9/10ご利用の103,000円に対する手数料は初回月のため無料
- ※4 97,000円×1.25%
- ※5 95,212円×1.25%



## ご注意

本カードにつきましては、カード暗証番号は自動付番の上、お客さまのお手元にお届けいたします。カード暗証番号の変更をご希望の場合は下記までご連絡ください。

株式会社アプラス 0570-008-789 (有料)